

平成19年第1回竜王町議会定例会（第1号）

平成19年3月5日

午後1時00分開会

於 議 場

1 議 事 日 程（1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第 1号 竜王町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議第 2号 竜王町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議第 3号 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議第 4号 竜王町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議第 5号 竜王町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議第 6号 日野町、竜王町および安土町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計条例を廃止する条例
- 日程第 9 議第 7号 竜王町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議第 8号 竜王町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議第 9号 平成18年度竜王町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議第10号 平成18年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
- 日程第13 議第11号 平成18年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第2号）
- 日程第14 議第12号 平成18年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議第13号 平成18年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議第14号 平成18年度日野町、竜王町および安土町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議第15号 平成18年度竜王町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議第16号 平成19年度竜王町一般会計予算
- 日程第19 議第17号 平成19年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算

- 日程第20 議第18号 平成19年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）
予算
- 日程第21 議第19号 平成19年度竜王町老人保健医療事業特別会計予算
- 日程第22 議第20号 平成19年度竜王町学校給食事業特別会計予算
- 日程第23 議第21号 平成19年度竜王町下水道事業特別会計予算
- 日程第24 議第22号 平成19年度竜王町介護保険特別会計予算
- 日程第25 議第23号 平成19年度竜王町水道事業会計予算
- 日程第26 議第24号 地方自治法改正に伴う滋賀県自治会館管理組合規約の変更
について
- 日程第27 議第25号 地方自治法改正に伴う滋賀県市町村職員研修センター規約
の変更について
- 日程第28 議第26号 地方自治法改正に伴う滋賀県市町村議会議員公務災害補償
等組合規約の変更について
- 日程第29 議第27号 地方自治法改正に伴う滋賀県市町村交通災害共済組合規約
の変更について
- 日程第30 議第28号 地方自治法改正に伴う滋賀県市町村職員退職手当組合規約
の変更について
- 日程第31 議第29号 日野町、竜王町および安土町教育委員会社会教育主事の共
同設置の廃止について
- 日程第32 議員派遣について

2 会議に出席した議員（13名）

1番	寺島健一	2番	川嶋哲也
3番	勝見幸弘	4番	村井幸夫
5番	近藤重男	6番	圖司重夫
7番	若井敏子	8番	竹山兵司
9番	辻川芳治	10番	岡山富男
11番	西隆	12番	山田義明
13番	中島正己		

3 会議に欠席した議員

なし

4 会議録署名議員

5番	近藤重男	6番	圖司重夫
----	------	----	------

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	山口喜代治	代表監査委員	小林徳男
助役	勝見久男	教育長	岩井實成
住民福祉主監	池田純一	政策推進課長	小西久次
総務課長	青木進	生活安全課長	福山忠雄
住民税務課長	山添登代一	福祉課長	北川治郎
健康推進課長	松浦つや子	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	川部治夫
建設水道課長	田中秀樹	出納室長	竹山喜美枝
教育次長	村地半治郎	教育課長	松村佐吉

6 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	布施九蔵	書記	古株三容子
--------	------	----	-------

開会 午後1時00分

○議長（中島正己） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は13人です。よって定足数に達していますので、これより平成19年第1回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申し出がございますので、これを認めることにいたします。山口町長。

○町長（山口喜代治） 平成19年第1回定例会の開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

ようやく春の息吹を感じる季節となってまいりました。本年は暖冬にて降雪も少なく、琵琶湖の水にも夏期に影響が出るのではとの一抹の不安もございましたが、今日までには大変大きな災害もなく喜ぶところでございます。

議員各位には大変ご繁忙の中、全員ご出席をいただき開会できることに、厚くお礼申し上げます。平素は、各般にわたり議会活動に熱心にお取り組みをいただいておりますことにより、厳しい社会情勢の中にあっても安定した町政運営をさせていただいておりますのも、真に議会議員各位のご協力の賜物であり、深く感謝を申し上げる次第であります。

さて、今回、西武鉄道グループの近江観光様より名神高速道路竜王インターチェンジ周辺の山林16ヘクタールを竜王町にご寄付をいただくことになり、去る2月5日午後1時より竜王町防災センターにおきまして、東近江地域振興局長様をはじめ竜王町議会議長さん、各委員長さん、竜王町区長会代表、地権者の各代表のみなさん方の立会いのもとに、覚書に調印を済ませさせていただきました。町といたしましては、大変喜ばしいこととさせていただきます。この用地につきましても、議会をはじめ町民皆様方のご意見、お知恵をいただきながら、公共・公益性の高い利活用を見出していきたいと考えております。ご指導、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、世紀的な課題であります市町合併問題につきましても、大変重要なこととございまして、議会をはじめ町民・行政が一体となって、竜王町の10年、15年先の将来をしっかりと見極めていかなければなりません。議員各位のさらなるお力添えを賜りますことをお願い申し上げます。

さて、本定例会に提案させていただく案件は、条例案件8件、予算案件15件、一部事務組合の規約変更5件、社会教育主事共同設置の廃止1件の計29件でございます。なお、会期中に国土利用計画を定めることについて等の追加

議案を提案させていただき予定をしております。どうか慎重なご審議をいただき、お認めを賜りますようお願いを申し上げ、誠に簡単でございますが、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

○議長（中島正己） これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に、専決処分報告書および議会諸般報告書ならびに竜王町議会会議規則第119条の規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしく願いいたします。なお、説明は省略いたしますので、ご了承願います。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~○~~~~~

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（中島正己） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、5番 近藤重男議員、6番 圖司重夫議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 会期の決定

○議長（中島正己） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月22日までの18日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月22日までの18日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどをお願い申し上げます。

これより一般行政について町長より、また、教育行政について教育長より、それぞれ方針表明の申し出がありますので、これを認めることにいたします。山口町長。

○町長（山口喜代治） 平成19年度竜王町行政執行方針を申し述べたいと思います。

本日、ここに平成19年第1回竜王町議会定例会を開会し、提出いたしました諸案件のご審議を願うことにあたりまして、新しい年度に向けた町政の執行について、その方針を申し述べます。

竜王町政も50有余年が過ぎ、今後半世紀の将来を見極める転換期を迎えた時期であると考えております。国におきましては、小泉政権から安倍政権へと変わり、さらに構造改革が進められ、安倍内閣においては「美しい国日本」を標榜され、今まさに後世に誤りのない施策を提唱されております。

一方、地方におきましては、改めて地方財政を取り巻く状況を振り返ってみますと、大変厳しい状況にあります。いわゆる「三位一体改革」が平成18年度でひとまず決着を見、国から地方への3兆円の税源移譲が実現した点は評価できますものの、一方で、地方交付税の削減という厳しい現実が残されております。そういう意味では、「三位一体の改革」は「未完の改革」ととどまっており、これに続く「分権改革」が真に地方に活力をもたらすもの、地方の自主・自立を確保するものになるよう、国・地方を挙げて取り組む必要があると考えます。

そのような中、昨年12月8日に、「地方分権改革推進法」が成立し、いまだ道なかばの地方分権改革が、今一度、強力的に推し進められようとしており、自己責任・自己決定を一層確かなものにするためには、行財政改革をはじめ意識改革をより推進していかなければならないと考えております。

申すまでもなく、日本では人口は減少し、少子高齢化は大変深刻な社会問題として認識しなければならないと強く感じております。昨年の暮れに、国立社会保障・人口問題研究所が公表した日本の将来推計人口によりますと、女性が生涯に産む子どもの数が大きく低下することにより、人口の減少が加速し、50年後の日本の人口は9,000万人を割り込むと推計されております。また、65歳以上の人口比率は今の2倍の40.5%となる一方、15歳未満の若年人口が8.4%になるなど、子どもの数も大きく減少する社会が予想されております。

中長期的に将来をしっかりと見据え、私たちの次世代を考える時に、安全で安心して豊かに暮らせ、子どもを自信をもって産み育てられる環境づくりに積極的に取り組んで参らなければなりません。そのために、竜王町総合計画を基軸に、自律推進のまちづくり計画、集中改革プランの推進をはじめ、「都市核づくり」、「若者定住」、「インターチェンジの活用」を三つの柱としたまちづくりを重点施策に、その実現に向かって鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

また、竜王町の世紀的な問題でありますところの市町合併であります。国・

県においては、自主的な合併を推進されております。竜王町といたしましては、将来に禍根を残さないように見極める時が来たと考えております。つきましては、竜王町市町合併推進検討会議を設置させていただき、幅広い分野で議論を尽くしていただく中で、住民皆様の意向を十分に尊重し判断してまいりたいと考えております。

このような情勢の中、今後の行財政の運営にあたりましては、行政・議会・町民の皆様との絆を一層深めまして、信頼と協働による開かれた行財政運営を図ってまいります。

国から地方への流れの中、昨今、地方行財政のあり方が厳しく問われており、地方自治を取り巻く環境は誠に厳しいものがありますが、全職員が研鑽を積み一丸となって行財政改革に努めてまいる所存であります。議員各位をはじめ町民のみなさまの深いご理解とご協力をお願いする次第であります。

それでは、施策の大綱を申し上げます。第1点目といたしましては、安心して暮らせる町土、即ち安全のまちづくり、2点目は、快適でうるおいのある生活環境づくり、3点目は、地域再生と活力を与えるたくましい産業づくり、4点目は、健やかに暮らせる健康福祉と子育て支援づくり、5点目に、新しい時代を拓く魅力ある場づくり人づくり、6点目に、生活を高める個性豊かな薫り高い文化づくり、7点目に、第4次竜王町総合計画の推進と効率的な行財政改革の執行。以上7項目であります。

施策の内容といたしましては、1点目に、安心して暮らせる町土、即ち安全のまちづくり。豊かな暮らしの前提は、安全であることが基本であると考えます。かつての風水害の歴史、大震災の記録や近くには「阪神・淡路大震災」・「新潟中越地震」など、これらを教訓として災害に強いまちづくりに鋭意取り組みをしていかなければなりません。

なお、「琵琶湖西岸断層帯」・「東南海・南海地震」の地震予想がされている、被害も想像以上と報じられ、竜王町地域防災計画の見直しや、被害が予想される「東南海・南海地震防災対策推進地域」の指定と洪水予報河川の指定等、災害への備えと被害を最小限に抑え、減災に視点を置く的確な対策・行動が求められています。

また、各所で発生している様々な犯罪や交通事故をはじめとする事故の防止の対応に重きをおきまして、防災・防犯、交通安全等、住民の安全啓発と自己の危機管理を啓発し、諸施策の一層の強化に努めます。

次に、2点目であります。快適でうるおいのある生活環境づくり。地球温暖化が進む中、私たちの日々の生活が安全で安らぎのある環境を維持していくためには、地球環境への負荷を少なくし、持続可能な資源循環型社会への仕組みを構築していく必要があります。

本町の特性や、これまでの生活環境重視の施策の取り組みをさらに充実・発展させ、農業・商工業や各家庭での省資源化・再資源化をより具体的な環境施策として積極的に推進します。

特に、農村を取り巻く環境の保全是緊急の課題であり、農村が持つ「農地」、「水」、「環境」を、子どもから高齢者まで地域みんなで大切に守り、育み、自然環境豊かな農村の姿・財産を次世代に引継いでいく活動を積極的に支援していかなければなりません。

また、町内で買い物や娯楽等ができる生活利便施設の整った賑わいのある都市核づくりに努めてまいります。

次に、3点目であります。地域再生と活力を与えるたくましい産業づくり。少子高齢化や人口減少への対応など、緊急かつ困難な問題に直面する中で、景気が回復傾向を続けている時期にこそ、将来をしっかりと見据え、さらに活力ある発展を続けていくため、地域に根ざした力強い産業づくりや、産業の競争力を強化する基盤づくりが大きな課題であります。こうしたことから地域経済に活力をもたらし、雇用の安定確保や町の活性化、税収の確保のために、竜王インターチェンジを活用した産業立地の促進に努めます。

また、「農地」、「水」、「環境」の保全に努めながら、環境こだわり農業をさらに発展させ、農業の振興に努めてまいります。

観光産業は、山之上農林公園をはじめアグリーパーク竜王、道の駅竜王かがみの里を拠点に、特産品の販売促進と集客の拡大に努めてまいります。

また観光分野では、一昨年、NHK大河ドラマ「義経」が放映され、義経ブームで竜王の地を訪れる観光客は大変多くなりましたが、引き続き義経元服の池をはじめ数多くの観光資源を生かし、あわせて着地型旅行観光活性化プロジェクト事業に取り組み、観光客誘致に努めてまいりたいと考えます。

次に4点目に、健やかに暮らせる健康福祉、子育て支援づくり。進行する少子高齢化の中で、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備や、豊かな長寿社会を築くための保健・福祉・医療の社会システムの構築を総合的に推進することが重要であります。

特に、次世代育成支援の取り組みとして、将来の（仮称）子育て総合支援センターづくりに向けて、保健センターを拠点として「（仮称）こどもひろば」を設置し、居場所づくりに努めます。親子の交流と育児相談を通じて、児童虐待の未然防止を図り、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに努めます。

また、人口が減少傾向にある中、若者定住に向けたソフト・ハード両面からの施策が求められており、若者に魅力あるまちづくりに努めます。町民一人ひとりが生涯の各段階において、健やかで安心して生活できる社会基盤の整備に努めます。あわせて、児童・母子・障害者・高齢者福祉等の施策の充実と、保健や福祉に対する町民意識の高揚を図ります。

次に、5点目であります。新しい時代を拓く魅力ある場づくり人づくり。社会の変化や時代の要請に的確に応える力強く新しい時代を創造していく場づくりとたくましい人づくりが重要であります。そのためには、お互いの人権尊重と男女共同参画社会の構築、学校教育はもちろんのこと、幼児から老人に至るまでの全町民を対象とした生涯学習の推進、施策等の充実を図ります。

なお、学校教育および生涯学習につきましては、教育長より「教育行政方針」で詳細に説明いたします。

次に、6点目であります。生活を高める個性豊かな薫り高い文化づくり。まちの恵まれた文化遺産や豊かな自然を保全・継承し、住民主体の文化活動を支援するとともに、個性豊かな地域文化の創造と薫り高い文化が脈々と息づくまちづくりに努めます。

また、文化を育む感性を養うための諸施策の効率的な施設運営を図るほか、歴史・史跡や文化遺産を活かしたまちづくりを推進します。

次に、7点目であります。第4次竜王町総合計画の推進と効率的な行財政改革の執行。第4次竜王町総合計画に基づき策定された国土利用計画と都市計画マスタープランを推進し、町の活性化を図ります。

また「地方にできることは地方に」の原則のもとに地方分権の推進と市町村合併が進められる中、町民のみなさまのご理解と信頼の中で、第4次竜王町総合計画を基軸に竜王町行政改革大綱・集中改革プランおよび竜王町自律推進計画により、地域再生のまちづくりに町民のみなさまと一丸となって進めてまいりたいと考えております。

特に、合併問題につきましては、新たな「合併特例法」が定められたことや昨年末に県が「滋賀県における自主的な市町の合併の推進に関する構想」を示されたことから、竜王町市町合併推進検討会議を軸として、住民の意向・意見等を十分に把握して対応してまいりたいと考えます。

以上、執行方針とさせていただきます。

○議長（中島正己） 岩井教育長。

○教育長（岩井實成） 引き続きまして、竜王町教育行政方針をご説明させていただきます。

改革の基盤は人づくりにあり、国におきましては教育の再生をめざし、教育改革が進められております。時代や社会が激しく変化する中で、真に豊かで教養のある国としてさらに発展していくために、様々な課題を乗り越え、切磋琢磨しながら新しい時代を自ら切り拓く、心豊かでたくましい日本人の育成をめざしています。

竜王町におきましても、教育のあらゆる分野において知・徳・体のバランスの保てる人としての資質を養い、人間力向上のための教育を推進していく必要があります。近年、連帯意識の欠如とともに、家庭や地域の教育力が低下、規範意識の希薄化が大きな問題となっております。国際化や価値観の多様化・複雑化が進む中で、国や県の動向を見極めながら、「人がまちをつくり、まちが人をつくる」を信条に、人が育つまちづくりを推進していきます。

学校教育におきましては、学習指導要領のもとで、自ら学び主体的に判断・行動し問題解決する資質や能力などの「確かな学力」、自らを律しつつ他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、そして、たくましく生きるための「健やかな体」など、『生きる力』を身につけた子どもの育成を推進します。

また、近年、幼児・児童・生徒が被害に遭うという事件が多く起こっております。このような痛ましい事件は、園・校内における安全対策に加え、さらに町全体における防犯対策がより重要になってきます。そのため、今まで以上に教職員の危機管理意識の高揚と子どもたちの安全確保体制、ならびに施設の整備充実に努め、安全で安心な学校園づくりをめざします。そして、保・幼・小・中の学校・園をはじめ、保護者や地域・関係機関が相互に連携して地域コミュニティづくりを進め、地域ぐるみの安全と安心の教育環境づくりに努めます。

食の教育では、子どもたちに健全な食生活を実践できるよう教育活動全体で取り組むとともに、家庭との連携を図りながら進めていきます。

社会教育は、生涯にわたる生きがいや趣味・教養の学習活動への高まりに向けて、学習機会の提供や成果を生かすことのできる環境の充実と拡大が求められております。社会環境の変化に伴い低下しつつある家庭および地域の教育力の回復、人権教育の推進、青少年の保護・健全育成・社会参加を支援します。そして、町民一人ひとりが自分らしく生き生きと輝いた人生を送るため、学校教育と社会教育との連携と融合に取り組み、協働を進め、生涯を通じて、いつでも、どこでも、誰でも、自由に学べる文化活動および運動が楽しめるスポーツ活動の推進に努力し、心豊かな生涯学習社会のまちづくりをめざします。

このような認識に立ちまして、「町民憲章」の精神のもとに、地域社会発展に尽くそうとする資質や能力を培う平成19年度の教育行政の基本目標を「新しい時代を拓く魅力あるたくましい人づくり」としました。この目標を達成するための主要施策として、次の5つの柱を掲げております。関係機関・団体との緊密な連携のもとに、学校・家庭・地域社会が一体となった総合的な教育行政の推進に努めます。

その1つ目に、「田園文化が薫る交竜の郷」の実現をめざす生涯学習社会の構築。2つ目に、豊かな感性を培い、集団との関わりを重視し、知的欲求や行動意欲を引き出す「後伸びする力」を育む幼稚園教育の推進。3つ目が、「生きる力」となる「確かな学力」と「豊かな心」そして「健やかな体」を育み安全で安心な学校づくり。4つ目が、人づくりまちづくりの基盤となる人権教育・啓発の推進。5つ目が、家庭・地域社会の教育力の向上と青少年の健全育成。

主要施策といたしまして、「生涯学習の構築」では、人生生涯現役時代を見据えた町民個々の生涯学習を支援し、町民の芸術・文化の向上ならびに生涯スポーツの振興・発展をめざすまちづくりの基盤となる生涯学習社会の構築が必要です。そのため、学社協働の考えを大切にし、学校・園と家庭や地域社会、公民館・図書館や運動公園などの社会教育機関や施設および社会教育関係団体との連携をさらに強化し、それぞれの特性を生かした効果的な活動を推進します。

図書館におきましては、学びの拠点施設として、必要な資料の収集や保存

の充実を図ると共に、住民への情報提供を積極的に行います。公民館におきましては、社会教育の拠点として、生涯学習の場として、また、青少年の居場所・体験活動の場として、公民館事業の充実を図ります。社会体育では、生涯スポーツの振興を図るため、新たに地域振興事業団に一部事業委託を行うとともに、体育振興協会との連携を強化し、一層の充実に努め、町民の健康維持増進に努めます。

貴重な文化遺産・文化財が多く見られる我が町では、それら埋蔵文化財の発掘や、その価値を保つべき文化財調査や資料整理などを実施し、郷土を想う心と町民の文化意識の向上のため、歴史学習や地域学習の場で公開する等、歴史や文化資源を活かした町づくりの推進を図ります。

「幼稚園教育の推進」におきましては、少子化に対応して早い時期から子どもたちに社会性を身につけさせるための3年保育を実施し、多くの成果が現れてきております。今後さらにその充実を図るとともに、家庭との連携を深めながら、幼稚園教育要領に基づき、遊びや体験を通して発達段階に応じた基本的な生活習慣や、豊かな感性と道徳性の芽生えを培うことを重視した幼児教育を推進します。

特に、発達に応じて集団との関わりを重視した安全指導や生活習慣の確立を図るとともに、個々の子どもの「知りたい」「やってみたい」という知的欲求や行動意欲を引き出す指導を、家庭・地域と協力し合って推進します。

また、保育園・幼稚園から小学校への移行がスムーズに図れ、生活指導や学習指導が連続したものとなるよう、保・幼・小の園児・児童や学校・園の教職員のさらなる交流に努めるとともに、多くの人や物とかがかわる中で、「生きる力の基礎」を育成し、「後伸びする力」を育む教育を推進します。

核家族化や地域の間人関係の希薄化する中、保護者にとって、幼稚園が安心して相談したり助け合ったりできるコミュニティの場となるよう努めます。そして、幼児の望ましい発達をめざし、親や地域をも巻き込んだ教育活動を工夫し展開します。

小学校・中学校では、学習指導要領に基づき、基礎・基本の着実な定着を図り、体験活動を重視した学習指導の充実により、自ら考え、意欲的に学習に取り組み、主体的に判断し行動できる「確かな学力」を育む教育を推進します。また、家庭での学習習慣の確立や総合的な学習時間の工夫に努め、国際理解教育や情報教育を充実させます。

不登校や特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒につきましては、教育支援室のさらなる活用を図り、校園の体制を整え、子どもたちの個別の課題についての相談機能を高めるとともに、特別支援教育の充実に努めます。

「いのちの大切さ」と「人権尊重」を基盤に、発達段階に応じた生活習慣と規範意識の確立に努め、道徳性・社会性を身につけるための道徳教育の充実に努めます。

「いじめは人間として絶対に許されない」という認識と「いじめはどの子どもにも起こり、どの学校にも起こる」という危機感を持ち、学校・家庭・地域が一体となっていじめの未然防止の取り組みを進めるとともに、早期発見・早期対応を図ります。

健康と体力を保持・増進し、進んでその能力を高め、運動に親しむ態度や習慣を身につけ、体を鍛えるとともに、たくましく生きるための基礎となる食育教育を一層推進し、家庭や地域と連携しながら、健康増進のための教育を展開します。また、読書環境の充実に努めるとともに、朝読書や読書活動を奨励・支援し、豊かな創造性を育む読書指導の充実に努めます。

自然災害や交通事故、不審者に備えての安全教育の推進と「自らの命は自ら守る」を基本に、安全意識の高揚に努め、あわせて、ソフト・ハードの両面から学校・家庭・地域が連携した安全で安心な学校づくりを推進します。さらに施設の整備の充実に努めます。

「人権教育啓発の推進」では、本町では、まちづくりの基本理念に「人権尊重」を掲げ、生涯学習社会づくりの中で、町民自らが人権意識の高揚の確立に努め、生きがいのある充実した生活の実現をめざし、平成7年度に「竜王町人権尊重のまち宣言」を制定以来、「竜王町人権尊重のまちづくり条例」の制定や「人権教育のための国連10年竜王町行動計画」を策定しました。平成16年度には「同和教育の深まりから人権教育への広がり」をめざして「竜王町人権教育・啓発基本方針」を改訂しました。

特に「竜王町人権教育・啓発基本方針」では、「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「同和問題」「外国人」「患者」「さまざまな人権問題」の8つの個別課題を設定し、それぞれについて、竜王町における現状と課題を明らかにしてきました。

これらの課題を町民自らの生き方にかかわる重要な問題として受け止め、人権尊重の精神が日常に具現化できるよう実践的態度の高揚をめざした教

育・啓発の推進に努めます。さらに、それぞれの取り組みの中で町民一人ひとりが広い視野に立ち、古い習慣やしきたり・偏見に基づいたものの見方・考え方から脱却し、「多文化共生的」な考え方を重視した教育・啓発に取り組みます。そのため、これまで進めてきた教育・啓発の成果や今後の取り組みの方向の基礎資料を得るため、昨年度に引き続き「竜王町人権問題住民意識調査」を実施します。

これらの取り組みを一層充実させるためには「竜王町人権教育推進協議会」など、住民が主体となった団体との連携を強化しなければなりません。そして、町民が人権を文化として考えられるような「人権文化」を構築することにより、健康で心がふれあい生きる喜びやしあわせが実感でき、将来にわたって展望を持って住みたくなるような「住みよいまちづくり」の実現に努めます。

最後の「家庭教育力の向上と青少年の健全育成」では、どんな時代であっても、いかに生活様式が変わっても、家庭は一家団らんのある場であり、子育ての場であることには変わりなく、子どもの居場所づくりに努めなければなりません。親子の対話や家族とのふれあいを大切にし、年齢に応じたしつけを行い、基本的な生活習慣や社会のルール・マナーを身につけた心豊かでたくましい青少年の育成に努めます。

地域で子どもたちが過ごす時間が多くなった現在、地域の子どもたちは地域で守り育てることがますます重要になってきております。青少年が地域の一員として活躍できる場の提供や活動の支援をするとともに、大人同士の学び合いや、家庭・学校・関係機関・団体が互いに連携し協力することで、教育力の向上を図っていきます。そして、子育て支援の輪を広め、青少年の育つより良い環境づくり等、地域全体での推進体制づくりに努めます。

さらに、家庭・地域社会へ、研修の場や情報を提供し、青少年健全育成の輪をさらに広めるよう住民への啓発を図っていきます。そして、明日の竜王を担う若者が安心して伸び伸び育ち、笑顔で暮らせる社会づくりに努めます。

こうした5つの施策を常に意識しながら、竜王町の教育行政の一層の高まりをめざしていきたくと思います。なお、主要施策における具体的努力事項につきましては、以下のとおりでございます。ご熟読いただきまして、ご指導・ご指摘くださるよう、よろしくお願い申し上げます。以上、簡単ではございますけれども、教育行政の概要説明とさせていただきます。

○議長（中島正己） それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

- |        |        |                                                 |
|--------|--------|-------------------------------------------------|
| 日程第 3  | 議第 1号  | 竜王町課設置条例の一部を改正する条例                              |
| 日程第 4  | 議第 2号  | 竜王町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例                  |
| 日程第 5  | 議第 3号  | 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                        |
| 日程第 6  | 議第 4号  | 竜王町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例                     |
| 日程第 7  | 議第 5号  | 竜王町税条例の一部を改正する条例                                |
| 日程第 8  | 議第 6号  | 日野町、竜王町および安土町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計条例を廃止する条例       |
| 日程第 9  | 議第 7号  | 竜王町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例                          |
| 日程第 10 | 議第 8号  | 竜王町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例                        |
| 日程第 11 | 議第 9号  | 平成18年度竜王町一般会計補正予算（第4号）                          |
| 日程第 12 | 議第 10号 | 平成18年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）            |
| 日程第 13 | 議第 11号 | 平成18年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第2号）            |
| 日程第 14 | 議第 12号 | 平成18年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第3号）                     |
| 日程第 15 | 議第 13号 | 平成18年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第3号）                      |
| 日程第 16 | 議第 14号 | 平成18年度日野町、竜王町および安土町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 17 | 議第 15号 | 平成18年度竜王町水道事業会計補正予算（第3号）                        |
| 日程第 18 | 議第 16号 | 平成19年度竜王町一般会計予算                                 |
| 日程第 19 | 議第 17号 | 平成19年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算                   |
| 日程第 20 | 議第 18号 | 平成19年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算                   |
| 日程第 21 | 議第 19号 | 平成19年度竜王町老人保健医療事業特別会計予算                         |
| 日程第 22 | 議第 20号 | 平成19年度竜王町学校給食事業特別会計予算                           |
| 日程第 23 | 議第 21号 | 平成19年度竜王町下水道事業特別会計予算                            |
| 日程第 24 | 議第 22号 | 平成19年度竜王町介護保険特別会計予算                             |

- 日程第 25 議第 23 号 平成 19 年度竜王町水道事業会計予算
- 日程第 26 議第 24 号 地方自治法改正に伴う滋賀県自治会館管理組合理約の変更について
- 日程第 27 議第 25 号 地方自治法改正に伴う滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について
- 日程第 28 議第 26 号 地方自治法改正に伴う滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 日程第 29 議第 27 号 地方自治法改正に伴う滋賀県市町村交通災害共済組合理約の変更について
- 日程第 30 議第 28 号 地方自治法改正に伴う滋賀県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第 31 議第 29 号 日野町、竜王町および安土町教育委員会社会教育主事の共同設置の廃止について

○議長（中島正己） 日程第 3 議第 1 号から日程第 31 議第 29 号までの 29 議案、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山口町長。

○町長（山口喜代治） ただいま一括上程いただきました議第 1 号から議第 29 号までの 29 議案につきまして、順を追って提案理由を申し上げます。まず、議第 1 号から議第 8 号までの 8 議案につきまして提案理由を申し上げます。

議第 1 号、竜王町課設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を申し上げます。

本町におきましては、竜王町自律推進計画ならびに集中改革プランに基づき行財政改革・意識改革を進め、効率的で効果的な行政の推進を図っているところです。そして、行政組織体制について、一昨年度・昨年度と検証および見直しを行い、様々な行政課題に機動的に対応できる行政組織へと転換を図ってきました。

今年度においても、さらなる住民サービスの向上と効率的な業務遂行を目指すにあたり、各所属長のヒアリングを実施し、問題と課題の整理を行い、さらに行政事務改善委員会において調査・検討を行いました。このことを踏まえまして、特に介護保険、高齢者および障害者等に関する業務を一元化し、よりきめ細かいサービスや迅速な対応ができるよう、健康推進課の福祉保健相談係の業務を福祉課において所掌するよう事務の分掌の一部見直しを行い

たく、竜王町課設置条例の一部を改正する条例を提案申し上げます。

次に、議第2号、竜王町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を申し上げます。

現在、職員の勤務時間の中に休息時間が午前・午後それぞれ15分ずつを設けるよう本条例に規定しておりますが、民間における勤務形態と比較をしたとき、公務員の優遇的な措置ではないかということもあり、国においては人事院規則の改正によりこの休息時間が廃止され、平成18年7月1日から施行されました。

本町におきましても国に準じ休息時間の廃止を行いたく、竜王町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を提案申し上げます。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、議第3号、竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を申し上げます。

滋賀県教育委員会からの派遣による「指導主事」設置の制度は、平成18年度をもって廃止になり、平成19年度からは各町の割愛による配置となりますことから、町において給与費を計上するにあたりまして、本条例第3条に規定しております給料表に「教育職給料表」を追加するため改正を行うものです。また、新たに給料表を加えることにより、本条例中の通勤手当にかかる別表が「別表第3」から「別表第4」に改めるため、併せて改正を行うものです。

次に、平成18年度人事院勧告により扶養手当の額を改正するものであります。これは、扶養親族2人までについてはそれぞれ6,000円で、その他の扶養親族は1人につき5,000円であったものを、平成19年4月から扶養親族1人につき6,000円に改正するものです。以上のことから竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提案申し上げます。

次に、議第4号、竜王町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令が平成18年11月22日に公布され、地方自治法の一部を改正する法律のうち、議会制度の充実に関する事項については平成18年11月24日から施行され

ております。これに伴いまして、本条例におきまして、地方自治法の引用条項の項が繰り下がったことに伴いまして、竜王町証人等の実費弁償に関する条例等の一部を改正する条例を提案申し上げるものであります。

次に、議第5号、竜王町税条例の一部を改正する条例につきましては、竜王町内に鉱泉浴場ができましたことから、地方税第701条に規定されております入湯税の整備を行うものであります。

鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光振興に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における浴場に対して、入湯税を課すこととなります。

なお、竜王町の「蒲生野の湯」につきましては、本条第142条の4号により課税免除とするものであります。

次に、議第6号、日野町、竜王町および安土町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計条例を廃止する条例につきまして、提案理由を申し上げます。

社会教育主事の共同設置につきましては、昭和49年度より県の派遣を受けまして設置してきたもので、このたび県がこの派遣制度について平成18年度をもって廃止されることに伴い、同条例を平成19年3月31日をもって廃止するものでございます。

次に、議第7号、竜王町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を申し上げます。

滋賀県ならびに竜王町で実施いたしております福祉医療費助成事業につきましては、他の公的な医療費助成に係る法律を優先とした中で事業を実施いたしてまいりましたが、平成18年4月1日から障害者自立支援法が施行されましたことに伴い、他法優先という順序にとられることなく、申請者にとって一番有利な制度を利用する方向に県の方針が変更されました。

町におきましても、今般の優先順序にかかる規定を廃止いたしましても住民さんに影響が出るものではないと考えており、今後ますます医療費への助成制度が多様化することから、県の改正に合わせて町も福祉医療費助成条例の条文の改正を行うものです。また、健康保険法第85条第2項に規定する「標準負担額」が「食事療養標準負担額」に改正されたことに伴い、条例中の文言の修正を行うものです。

次に、議第8号、竜王町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例につきましては、健康保険法第85条第2項に規定する「標準負担額」が「食

事療養標準負担額」に改正されたことに伴い、老人福祉医療費助成条例中の文言の修正を行うものです。

以上、議第1号から議第8号までの8議案につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、議第5号につきましては、詳細について担当課長から説明させますので、よろしくご審議を賜りご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中島正己） 山添住民税務課長。

○住民税務課長（山添登代一） ただいま山口町長より提案説明のありました議第5号、竜王町税条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明をさせていただきます。一部改正の内容は、竜王町税条例の第2章の次に、第3章目的税第1節入湯税を追加し、入湯税の条文整備を行うものでございます。

第141条につきましては、入湯税の納税義務者を定めております。

第142条につきましては、入湯税の課税免除を設けるものでございます。

入湯税は、鉱泉浴場における入湯行為に付随して、通常なされる<sup>しゃしてき</sup>奢侈的支出に課税根拠を見出して課税することから、町民税のように納税義務者の所得に課税根拠を見だして課税する税とは異なり、入湯税には減免規定がありません。市町村は、奢侈性<sup>しゃしせい</sup>を伴わない鉱泉浴場における入湯行為については、課税免除の措置を講ずる必要があります。

地方税法では、入湯税について、町長の裁量により条例で定める課税免除規定を設けることができますことから、次の課税免除を設けるものであります。

第1号は、年齢12歳未満の者、第2号は、共同浴場または一般公衆浴場に入湯する者、第3号は、学校教育の一環として行われる行事に参加する場合において入湯する者、第4号は、宿泊施設を有せず、かつ入浴利用料金が1,000円未満の浴場に入湯する者であります。

次に、第143条につきましては、入湯税の税率を定めたものであります。

第144条につきましては、入湯税の徴収方法を、特別徴収の方法により徴収するよう定めたものであります。

第145条から第148条につきましては、入湯税の特別徴収義務者が行う義務関係を定めたものでございます。

第149条につきましては、入湯税の特別徴収義務者の義務違反等に関する罪を定めたものであります。

以上、入湯税の説明とさせていただきます。ご審議賜りご承認いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（中島正己）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 次に、議第9号から議第15号までの7議案につきまして提案理由を申し上げます。

まず、議第9号につきまして提案理由を申し上げます。議第9号、平成18年度竜王町一般会計補正予算（第4号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第3号）までの予算額が66億2,900万円です。今回、総額に歳入歳出それぞれ7,682万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億582万8,000円といたしたいものでございます。

今回の補正予算につきましては、年度末を迎え、各事業費・事業量の確定ならびに経費節減に努めてまいりました結果、国・県負担金や補助金などの歳入ならびに歳出予算の調整をさせていただくものや、介護保険システム修正業務委託料の増額、国民健康保険事業特別会計（事業勘定）に対する繰出金の増額などです。

また、所得譲与税や地方特例交付金、特別交付税等の歳入の増により、財政調整基金および減債基金への積み立てを行い、財政状況の大変厳しい折であり、翌年度以降への財源留保に努めるものでございます。

さらに、年度末を迎え各事業の進捗状況を見ますと、一部の事業におきまして、翌年度に繰り越して執行させていただく繰越明許費の措置をお願いすることと併せまして、地方債の変更につきましても補正措置をお願いするものでございます。

次に、議第10号、平成18年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第3号）までの歳入歳出予算現計額が8億3万6,000円です。今回、総額から歳入歳出それぞれ494万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,508万8,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、一般被保険者分と退職被保険者等分の療養給付費を精査し、医療給付費を最終調整させていただき、葬祭諸費と国民健康保険事業特別会計（施設勘定）に対する繰出金の増額、老人保健

医療費拠出金ならびに高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金を減額するものであります。

歳入につきましては、国民健康保険税、国庫支出金の療養給付費負担金、退職被保険者医療にかかる社会保険診療報酬支払基金からの交付金、共同事業交付金や保険財政共同安定化事業交付金、一般会計繰入金等を補正するものであります。

次に、議第11号、平成18年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第2号）医科につきましては、現在お認めいただいております補正予算（第1号）までの歳入歳出予算現計額が、9,203万3,000円であります。今回、総額から歳入歳出それぞれ563万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,640万円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、歳入では診療収入の精査の結果、老人保健診療報酬収入等の減額、前年度繰越金を増額し、歳出では主に決算見込みにより医薬品衛生材料費を減額するものでございます。

歯科につきましては、現在お認めいただいております補正予算（第1号）までの歳入歳出予算現計額が、5,384万6,000円であります。今回、総額に歳入歳出それぞれ481万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,866万1,000円といたしたいものです。

補正予算の主な内容といたしましては、歳入では診療収入を精査し、老人保健診療報酬収入等の減額、国民健康保険事業特別会計（事業勘定）からの繰入金の増額、前年度繰越金の増額、歳出では、事業勘定からの繰入金等を財政調整基金に積み立てるものであります。

次に、議第12号、平成18年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、現在お認めいただいております補正予算（第2号）までの歳入歳出予算現計額が、8億7,921万7,000円であります。今回、総額から歳入歳出それぞれ1,954万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,966万9,000円といたしたいものです。

補正予算の内容は、平成18年度の執行調整等によるもので、各種負担金の確定に伴います負担金の減額と事業費の組み替え等であります。

さらに、繰越明許費でございますが、地方自治法第213条第1項の規定

により、竜王町特定環境保全公共下水道事業 1 億 3,500 万円の繰越明許をお願いするものであります。これにつきましては、岡屋面整備において特殊工法の施工にあたって、現場状況における施工の困難さと、通行制限区間の取り合いの調整に日数を要するためでございます。

また、執行調整によります地方債の変更につきましても、補正措置をお願いするものであります。

次に、議第 13 号、平成 18 年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、現在お認めいただいております補正予算（第 2 号）までの歳入歳出予算現計額が、5 億 4,076 万円であります。今回、総額から歳入歳出それぞれ 4,196 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 9,879 万 4,000 円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、保険給付費ならびに地域支援事業費の減額補正と、介護給付費準備基金積立金の増額、および年度末を迎えて最終調整をするものであります。

歳入につきましては、保険給付費に見合う国・県支払基金において現在決定を受けているルール分の補正や一般会計繰入金の減額、繰越金の増額などであります。

次に、議第 14 号、平成 18 年度日野町、竜王町および安土町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、現在お認めいただいております補正予算（第 1 号）までの歳入歳出予算現計額が、199 万 7,000 円であります。今回、歳出のみの組み替え補正をいたすもので、歳入歳出予算現計額の変更はございません。

補正予算の主な内容といたしましては、執行状況を精査いたし、社会教育主事設置費の予算の一部を社会教育費へ組み替えさせていただくものでございます。

次に、議第 15 号、平成 18 年度竜王町水道事業会計補正予算（第 3 号）につきましては、第 3 条で定めました収益的収入及び支出額の現在お認めをいただいております既決予定額は、収入・支出それぞれ 3 億 2,170 万 8,000 円あります。今回、既決予定額からそれぞれ 1,040 万円を減額し、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ 3 億 1,130 万 8,000 円とさせていただくものであります。

補正予算の内容といたしましては、収益的支出で決算見込みにより営業費用の原水及び浄水費のうち水質検査手数料の300万円の減額、および動力費として電気代の150万円の減額、総係費で法定福利費の増額、額の確定に伴います上水道事業整備計画策定業務ならびに上水道事業変更認可設計業務615万6,000円の減額であります。

歳入につきましては、営業収益で水道使用料1,390万円の減額、営業外収益では、山之上南部方面工事負担金200万円の増額と、消費税及び地方消費税還付金150万円の増額であります。

次に、第4条で定めました資本的収入及び支出予定額について、現在お認めをいただいております既決予定額は、収入は1億6,770万円で、支出は2億468万8,000円であります。今回、既決予定額から、収入については3,690万円を減額、支出については1,911万6,000円を減額し、収入の予定額を1億3,080万円に、支出の予定額を1億8,557万2,000円とさせていただきたいものでございます。

補正予算の内容は、額の確定に伴います山之上南部方面配水管布設工事や下水道工事に伴う布設替にかかる工事請負費ならびに委託料の減額、県水配水池流入弁取替工事にかかる工事請負費の減額等で、これに伴い収入では、企業債ならびに他会計負担金を減額するものであります。

なお、第4条、資本的収入及び支出につきましては、支出に対する収入の不足額が3,698万8,000円でありましたが、このことにより不足額が5,477万2,000円となりますことから、減債積立金、建設改良積立金、当年度分損益勘定留保資金と当年度消費税資本的収支調整額で補てんさせていただくものであります。

また、第5条で定めています企業債の限度額を3,600万円減額し、8,200万円とし、予算第7条で定めています議決を経なければ流用することができない経費の職員給与費を25万6,000円増額し、3,388万4,000円とするものであります。

以上、議第9号から議第15号の7議案につきましての提案理由を申し上げたところでございますが、議第9号および議第12号につきましては、詳細について担当課長より説明させますので、どうかよろしくご審議賜りましてご承認いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（中島正己）** この際申し上げます。ここで午後2時35分まで暫時休憩

いたします。

休憩 午後 2 時 2 4 分

再開 午後 2 時 3 5 分

○議長（中島正己） 休憩前に引き続き会議を開きます。

青木総務課長。

○総務課長（青木 進） ただいま町長から、議第 9 号、平成 1 8 年度竜王町一般会計補正予算（第 4 号）について提案理由の説明があったわけですが、さらにその内容について、お手元配付の提出議案説明資料 1 4 ページでございますが、補正予算の概要により説明させていただきます。

平成 1 8 年度竜王町一般会計予算の総額は、補正予算（第 3 号）までの歳入歳出予算現計額が歳入歳出それぞれ 6 6 億 2, 9 0 0 万円とお認めいただいております。今回、補正予算（第 4 号）として歳入歳出それぞれ 7, 6 8 2 万 8, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 7 億 5 8 2 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。

今回の補正は、主に事業費の確定や決算見込みによる精査の結果、予算調整をいたすもの、ならびに国庫負担金・県補助金の減額などによるものであります。

まず、歳入補正予算では町たばこ税が 7 0 0 万円の減額、所得譲与税が 1, 1 5 0 万円の増額、地方特例交付金が 3, 6 5 5 万円の増額、地方交付税のうち特別交付税が 2, 0 0 0 万円の増額であります。

また、決算見込みにより、保育所運営費負担金が 5 0 8 万 9, 0 0 0 円の増額、施設管理について指定管理制度を導入したことにより、利用料金への切り替えに伴います運動公園使用料が 3 0 0 万円の減額、介護予防サービス計画等作成手数料が 4 5 0 万円の減額、障害者福祉費国庫負担金が 2 2 7 万 5, 0 0 0 円の減額、障害者介護給付費国庫負担金が 4 5 7 万 5, 0 0 0 円の減額、保育所運営費国庫負担金が 3 3 7 万 8, 0 0 0 円の減額、児童手当にかかる被用者小学校修了前特例給付国庫負担金が 3 0 0 万円の減額、都市再生プロジェクト推進調査国庫委託金が 8 0 0 万円の減額、施設訓練等事業費県負担金が 2 1 2 万 5, 0 0 0 円の減額、児童手当にかかる被用者小学校修了前特例給付県負担金が 3 0 0 万円の減額、土砂災害情報相互通報システム整備事業県委託金が 2 0 7 万円の減額、前年度繰越金 8, 5 7 6 万円の増額、中小企業小口簡易資金貸付金元金収入が 4 0 0 万円の減額、埋蔵文化財発掘調査費受託

金が1,065万9,000円の減額、市町村振興協会市町村交付金が273万円の増額、広域入所受託運営費負担金が401万1,000円の減額、事業費の精査により中学校大規模改造事業債が760万円の減額などとなっております。

次に、歳出補正予算の主なものとしたしましては、計画事業の調整により、物流拠点整備計画策定業務委託料が1,200万円の減額、事業繰延により、工業用地整備計画委託料が1,300万円の減額、額の確定に伴いますコミュニティバス運行委託補助金が200万円の減額、事業費の確定により障害者福祉計画策定業務委託料が220万円の減額、決算見込みにより介護給付にかかる自立支援給付費が200万円の減額、訓練施設給付にかかる自立支援給付費が850万円の減額、国保特別会計（事業勘定）繰出金が200万円の増額、後期高齢者医療制度導入に伴う介護保険システム修正業務委託料が215万3,000円の増額、介護予防プラン作成委託料が340万円の減額、介護保険特別会計繰出金が827万1,000円の減額、被用者児童手当等の扶助費が1,200万円の減額、事業費の確定による日野川流域土地改良区負担金が273万3,000円の減額、小口簡易資金預託金が400万円の減額、事業量調整に伴う官民境界確定業務委託料が230万円の減額、下水道特別会計繰出金3,872万4,000円の減額、運動公園管理業務委託料が864万8,000円の減額、退職者の確定に伴います消防団退団者退職報償費が214万9,000円の減額、中学校校舎大規模改造工事が800万円の減額、住民意識調査委託料につきましては、アンケート調査項目について検討委員会等で協議中であり、228万円の減額、受託事業での埋蔵文化財発掘調査費受託金が1,065万9,000円の減額、予算執行調整による留保金と合わせ地方特例交付金等の増額分を積み立てることによりまして、財政調整基金積立金が2億830万円、減債基金積立金が4,000万円の増額などがございます。

次に議案書でございますが、議案書24ページの第2表繰越明許費でございますが、平成18年度中に事業執行を予定しておりましたものの、一部事業におきまして事業内容の詳細検討に時間を要したことより、年度内執行が困難となり平成19年度に繰り越して事業執行をいたすものでございます。したがって、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費として、介護保険システム修正業務215

万3,000円、竜王町道路台帳更新業務450万円、竜王町中心核整備等基本計画策定業務241万5,000円について、繰越明許措置をお願いするものでございます。

また、次のページでございますが、議案書25ページの地方債補正といたしまして、事業費が確定したことにより臨時地方道整備事業債の増額ならびに中学校大規模改造事業債の減額について、限度額の補正をお願いするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、平成18年度竜王町一般会計補正予算(第4号)の概要を申し上げ説明とさせていただきます。

**○議長(中島正己)** 田中建設水道課長。

**○建設水道課長(田中秀樹)** 引き続きまして、議第12号、平成18年度竜王町下水道事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、その内容をご説明申し上げます。一般会計および特別会計の『歳入歳出補正予算に関する説明書』55ページからの下水道事業特別会計補正予算(第3号)の事項別明細書により説明いたします。

補正前の予算総額は、補正予算(第2号)までの歳入歳出それぞれ8億7,921万7,000円で、今回、総額から1,954万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を8億5,966万9,000円とさせていただきます。

補正予算の内容につきましては、先に町長より説明いただきましたが、平成18年度の執行調整等をさせていただきますものであります。

まず、歳入の関係では、56ページの公共下水道受益者分担金で、地元および開発業者との協議を進めております松が丘の公共下水道接続が遅れておりますことから742万5,000円の減額、預け入れ金額の増加と金利の上昇により、利子及び配当金の農業集落排水処理施設管理基金利子を2,000円増額、一般会計からの繰入金を3,882万6,000円減額、前年度繰越金3,240万1,000円の増額であります。

次に、町債でございますが、570万円の減額、内訳といたしましては、資本費平準化債の調整により特定環境保全公共下水道事業債を200万円の減額、県事業の減と資本費平準化債の調整によります流域下水道事業債370万円の減額であります。

次に、歳出の関係では、58ページ、農業集落排水の施設管理費の10万

円減額であります。その内訳といたしましては、浄化槽技術管理者講習会への不参加による執行残であります。

公共下水道事業費の一般管理費につきましては、松陽台・岡屋・七里地区の供用開始区域の受益者から納付された分担金に対する受益者負担金一括納付奨励金等の金額確定によりまして、13万3,000円の増額であります。

一方、施設管理費といたしましては、琵琶湖流域下水道維持管理負担金の支出見込みを精査し、1,103万9,000円の減額補正をいたします。

次に、管渠築造費といたしまして、854万2,000円の減額であります。その内訳といたしましては、公共下水道測量試験業務委託料等の入札執行残により、委託料が270万円の減額であります。そして、琵琶湖流域下水道事業負担金として負担金額確定による584万2,000円の減額補正を行うものです。

次に、議案書の37ページ、第2表の繰越明許費の関係につきましては、特定環境保全公共下水道事業の3億1,961万5,000円の内、1億3,500万円を繰越明許としてお願いするもので、内容といたしましては、岡屋面整備工事の繰越で、特殊工法の施工と通行制限区間の取り合いの調整に日数を要することによるものであります。なお、執行完了予定といたしましては、5月末の予定をいたしております。

次に、議案書の38ページ、第3表の地方債の関係では、地方債の限度額を、公共下水道事業では200万円を減額し2億4,720万円に、流域下水道事業では370万円を減額し6,320万円とするものであります。

以上、誠に簡単ではございますが、下水道事業特別会計補正予算（第3号）の内容説明といたします。よろしくご審議を賜り、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

**○議長（中島正己）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 次に、議第16号から議第23号までの平成19年度予算、8議案につきまして提案理由を申し上げます。

最近の我が国の経済動向については、内閣府が2月に発表した月例経済報告では「景気は、消費に弱さが見られるものの、回復している」との基調判断をしており、先行きについても企業部門の好調さが持続しており、これが家計部門へ波及し国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれておりますが、地方においては、景気回復についてはなかなか実感できない状況にあ

ります。

このような経済状況の中で、昨年末より平成19年度当初予算編成作業を進めてきたわけでありましたが、依然として地方財政を取り巻く状況は大変厳しい状況にあります。

平成16年度を初年度とした「国の三位一体の改革」は、国から地方への3兆円の税源移譲の実現など一定の成果を収めました。一方で、地方交付税の削減という現実が残されています。今後、分権改革の一層の推進により、国から地方への権限及び税財源のさらなる移譲等が進められてくることが示されています。

平成19年度予算編成にあたっては、税源移譲の実現等により、住民税をはじめとする税収の増が見込まれ、平成19年度における一般財源総額も前年度と、同程度の額を確保できることになりました。

平成19年度は、滋賀県が示します市町合併について、今後の方向性を十分に見極める大切な時期であります。自律推進のまちづくり計画や集中改革プランの推進をはじめ、「都市核づくり」、「若者定住」、「インターチェンジの活用」を三つの柱としたまちづくりを重点施策として、その実現に鋭意取り組んでまいります。

前年度から実施しております中学校大規模改修、小・中学校における児童・生徒用のコンピュータ整備、竜王小学校・竜王幼稚園の校舎・園舎の耐震診断、道路改良など、緊急的なものに取り組むことといたしたものでございます。さらに、少子化対策事業として、親子ひろばの拡充、後期高齢者医療制度導入に伴うシステム導入にかかる経費や滋賀県後期高齢者医療広域連合負担金、農地・水・環境保全向上対策事業など国の新たな制度等にも積極的に取り組むことといたしたものでございます。

まず、議第16号、平成19年度竜王町一般会計予算でございます。一般会計予算の総額は、歳入歳出総額それぞれ47億6,200万円と定めますのでございます。前年度と比較いたしますと、総額で1,600万円の減、率にして0.3%の減となるものであります。

本年度予算の重点的また新規の内容につきましては、政策の大綱別に申し上げますと、「安心して暮らせる町土、即ち安全のまちづくり」といたしましては、今年で阪神・淡路大震災も12年が過ぎ、あの大惨事の記憶も、ややもすれば薄れがちになってしまっていますが、災害はいつやってくるか判りませ

ん。災害への備えは常に心しておかなくてはなりません。平成19年度は、竜王小学校校舎低学年棟と竜王幼稚園園舎における耐震診断を実施してまいります。

併せて、昨年度より制度化いたしました木造住宅耐震・バリアフリー改修費補助事業や、昨年の第2防災区に引き続き町防災訓練を第3防災区において実施をしてまいります。

さらには、防火水槽の設置や防災資機材の整備や迅速な河川・砂防情報の把握と住民皆さんへの情報提供のため、滋賀県との土砂災害情報相互通報システムの運用をしてまいります。

また、災害以外にも武力攻撃事態に対する国民保護法の制定に基づく国民保護計画策定後において、避難実施要領等の作成と住民皆さまへの周知、子どもたちの通学途上の安全確保にも努めてまいります。

「快適でうるおいのある生活環境づくり」といたしましては、前年度に引き続き商業系を中心とした、町の賑わいのある中心核づくりのための基本計画策定を進めてまいります。

また、平成19年度より各地区において取り組んでいただきます「農地・水・環境保全向上対策事業」につきましては、農村が持つ農地や農業用水などの資源を、琵琶湖にも配慮しながら、きちんと管理し、その上で豊かな生態系や心なごむ田園風景を育む農村環境をつくるために、子どもから高齢者まで地域の皆さんが参加し、いきいきと暮らせる農村の実現を目指すことを目的に実施するものでございます。

併せて、生ごみ減量化推進につきましては、新たに「生ごみ地域循環利用調査研究委員会設置補助制度」を設け、地区単位での取り組みを促し、生ごみ減量化をさらに推進するものでございます。

また、町道の舗装改良事業や自ら考え自ら行うまちづくり事業、コミュニティバス運行補助等の公共交通対策、浄化槽設置補助等、住民の生活に密着した環境整備に努めてまいります。

「地域再生と活力を与えるたくましい産業づくり」といたしましては、竜王インターチェンジ等を活用した経済振興構想として、地域資源活用経済振興計画の策定や企業誘致を促進すべく工業用地整備計画の策定をしてまいります。

竜王町の基幹産業であります農業についても、厳しい情勢ではありますが、

先に申しあげました農地・水・環境保全向上対策事業の実践の中で、安心して安全な農産物をつくる環境こだわり農業を推進いたしたいと考えており、併せて農業生産総合対策事業補助や集落営農ステップアップ実践事業補助、農村総合整備事業など、集落営農の推進や産業として経営の成り立つ農政の推進・条件整備を図ってまいります。

また、一昨年の義経ブームにより竜王町を訪れていただきました観光客が急増をいたしました。今後多くの方々の方に竜王町を訪れていただきますよう、恵まれた歴史遺産や地域特性を活かしながら、昨年引き続き着地型旅行観光活性化プロジェクト事業に取り組み、観光竜王の発展に力を入れてまいります。

「健やかに暮らせる健康福祉と子育て支援づくり」といたしましては、子どもから高齢者・障害者に至るまでが健やかに暮らせるよう、各事業を充実しながら取り組んでまいります。

次世代育成支援対策につきましては、少子化対策・子育て支援事業として、町が進めてまいります中心核整備事業の一環として位置づけております。子育て総合支援センターづくりに向けてのソフト事業として、保健センターを拠点として週4日開所の「(仮称)こどもひろば」を開設するものでございます。これにつきましては、乳幼児健診時はもとより、日常的に乳幼児をはじめとする子と親が集い、交流し、情報交換できる居場所づくりを進めるものでございます。保健師・保育士等を常時配置し、相談に応じ、情報提供できる体制を整え、このことにより、経験の浅い親御さんの子育てに対する不安感を解消し、相談・訪問・交流を通じて、児童虐待の未然防止につなげてまいります。

さらには、安心して子どもを産み育てていただけるよう出産祝金や地域での子育て支援、放課後児童健全育成事業など、町ぐるみでの子育てを支援してまいります。

胎児や母親の健康状態を診断する妊婦健診につきましては、全額を町の負担で賄う無料健診の回数を現在の2回から5回に拡大し、健診費用の負担軽減により少子化対策の一助とするものでございます。

児童手当につきましては、法改正に伴い、0歳以上3歳未満の児童に対する乳幼児加算制度を新たに創設し、児童の健やかな育成を図ると共に、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってまいります。

障害者福祉対策につきましては、「障害者が地域で暮らし働ける環境づくり」を進めるため、昨年４月に施行されました障害者自立支援法に基づくサービスが円滑に利用されるよう、東近江圏域市町の共同により各専門機関等との連携を進め、各種総合相談支援事業の充実を図ってまいります。

併せて、サービス利用についての利用者に対する激変緩和や、作業所・グループホーム等が安定した運営ができるよう、県と一体となって緊急特別支援を実施するものです。

他には、成年後見制度利用支援事業につきましては、意思決定や判断の困難な障害者や高齢者が成年後見制度を活用できるよう、成年後見人等の報酬や審判請求にかかる費用に対する支援を行うものでございます。

また、障害児ホリデーサービス事業、社会参加促進助成金、手話通訳者派遣事業、障害児地域活動支援事業などにより、障害者（児）の社会参加促進と経済支援を行うものであります。

高齢者対策につきましては、団塊の世代の方々が定年退職を迎えられ、今後高齢者となられる状況が迫り、高齢社会が急速に進展する中、「いつまでも住み慣れた地域で自立した生活」を送れるよう、生活習慣病予防・介護予防・生きがい対策の施策が重要でありますことから、住民健診や健康教室の開催、インフルエンザ予防接種費の助成のほか、特に前年度から実施しております、地域を単位とした「おたっしや教室」の拡充と地域サロンづくりを進め、高齢者自らが主体となった地域コミュニティづくりと健康づくりを進めるものであります。

また、平成２０年４月に施行されます後期高齢者医療制度の円滑な導入に向けて、システム開発や滋賀県後期高齢者医療広域連合と連携により準備体制の整備を進めていくものでございます。

「新しい時代を拓く魅力ある場づくり人づくり」といたしましては、竜王町の将来にとって大きな財産であります子どもたちの育成に力を入れてまいります。情報化社会の中では、子どもたちもパソコンを有効に活用して学習を深めていくことは大切であることから、両小学校におきまして、コンピュータ教室のパソコン機器を更新するほか、中学校におきましてもコンピュータ室のパソコン機器を更新し、併せて、普通教室にも新たに１台ずつ配置することとしております。尚、公民館のＩＴ講習会用のパソコンにつきましても更新することとしております。

また、姉妹友好都市でありますスーセーマリー市へ中学生の派遣を行い、併せて、ドラゴンサミットを通じてこれまで培ってまいりました交流の輪を子どもたちへ引き継ぎ、今年度は北海道雨竜町の小学生を受け入れし、国内外との交流の輪を広げてまいります。

近年、環境になじめない子どもたちや心に悩みを持つ子どもたちが増えてきておりますが、教育相談カウンセラーや適応指導教室の設置、心のオアシス相談員、ケア・サポーターの派遣など、児童・生徒をはじめ保護者の心のケアの充実を図ってまいります。

また、前年度より実施しております中学校大規模改造事業の実施のほか、老朽化が進んでおります中学校第2体育館の解体に向けて計画を進めており、関係機関等との調整の上、今後の整備計画を早急に取りまとめると共に、解体工事の実施に向け調整してまいりたいと考えております。

「生活を高める個性豊かな薫り高い文化づくり」といたしましては、町文化協会が発足30周年を迎えますことから、記念事業実施にかかります事業費の一部を補助することとしております。

また、重要文化財であります勝手神社本殿屋根葺替等の文化財保存活動に対する事業補助を行うとともに、大規模開発に伴います埋蔵文化財発掘調査を実施し、その記録保存に努めます。併せて、文化財に親しむ機会として、企画展や公開講座なども実施し広く啓発をしてまいります。

「第4次竜王町総合計画の推進と効率的な行財政改革の執行」につきましては、自律推進計画にもありますように、住民みなさんとともに協働しながら自律する竜王町をつくっていかなくてはなりません。

併せて、地方分権が進展する中で、人事評価制度の導入を積極的に図り、集中改革プランに基づき、行政経営改革に取り組んでまいります。

以上が一般会計に予算計上いたしました重点的な取り組み施策でございますが、三位一体の改革をはじめ、国のさらなる行財政改革と地方分権改革の推進、さらには、昨年末には「滋賀県における自主的な市町の合併の推進に関する構想」が示され、新たな合併推進の動きなど、地方を取り巻く環境は刻一刻大きく変化いたしております。住民皆さまのためのまちづくりに議員各位の格別のご理解とご協力を賜りながら、鋭意取り組んでまいりたいと存じております。

次に、議第17号、平成19年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業

勘定) 予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,200万円と定めるものでございます。これを平成18年度の当初予算と比較しますと額で7,900万円の増、率にして10.8%の増となるものであります。

歳出の保険給付費では、前年度と比較しますと2,000万8,000円の増であります。これは平成18年度決算見込みの医療費を見込んだものでございます。

また、老人保健拠出金は3,496万9,000円の減となりましたが、これは平成14年10月の老人保健法等の改正により、適用年齢が70歳から75歳に引き上げられたことによる被保険者の減少と、老人医療費総額の減少によるものです。

介護納付金につきましても、社会保険診療報酬支払基金への納付金で、855万9,000円の減となりました。これは、国保加入者のうち40歳から65歳までの第2号被保険者が減少したことや、一人あたりの負担金の減少等によるものです。

歳出に見合います歳入といたしましては、国民健康保険税は、平成17年度に税率を上げましたことから、この税率を据え置き運営に努めたいと考えておりますが、平成20年度の医療制度改革実施により、税率の検討も必要と考えるところであります。

国庫支出金・県支出金・療養給付費等交付金・一般会計からのルール分の繰り入れ等につきましては、適正な事務処理により運営をまいります。

次に、議第18号、平成19年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、医科にありましては8,800万円、歯科にありましては5,100万円と定めるものでございます。平成18年度当初予算と比較しますと、医科では200万円の減額で、率にしますと2.2%の減であります。なお、歯科につきましては、前年度と増減はございません。

医科、歯科におきましては、今後とも、地域医療の拠点として、診療を中心として、疾病の早期発見・早期予防、保健事業や介護予防事業にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、議第19号、平成19年度竜王町老人保健医療事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,000万円と

定めるものでございます。これは、平成18年度の当初予算と比較いたしますと6,800万円の増額で、率にしますと7.9%の増であります。

老人医療費につきまして、入院医療費の自然増加が主な原因と考えるところでございます。これにつきましては、一人当たりの医療費が高騰していることが主な要因であります。これに伴いまして、歳入予算につきまして、支出が増加することによる交付金や国県支出金のルール分の増加であります。

次に、議第20号、平成19年度竜王町学校給食事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,800万円と定めたいものでございます。平成18年度の当初予算と比較いたしますと300万円の減額で、率にして4.9%の減であります。

歳入といたしましては、給食費負担金が5,798万6,000円、繰越金が1万円、諸収入として預金利子と消費税還付金で4,000円を計上いたしております。

歳出でございますが、給食事業費として5,800万円を計上いたしております。

次に、議第21号、平成19年度竜王町下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億700万円と定めたいものでございます。平成18年度の当初予算と比較いたしますと8,000万円の減額、率にして9.0%の減であります。

農業集落排水事業につきましては、2地区2処理施設のさらなる効率的な維持管理と事業運営に努めてまいりたいと考えております。

一方、公共下水道事業につきましては、面整備の完了いたしました地区ごとに供用開始を行い、施設の維持管理に努めているところでありますが、平成19年度につきましてもさらに工事の完了した地区の供用開始を行い、皆様方のご理解、ご協力をいただきまして、水洗化の促進に努めてまいりたいと考えております。

なお、本年度の下水道管渠築造費は2億3,395万4,000円を計上いたしまして、工事等を実施したいと考えております。今後も、下水道建設の推進に努力いたしまして、1日も早く全町下水道整備が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、議第22号、平成19年度竜王町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,900万円と定めるも

のであります。平成18年度の当初予算と比較いたしますと600万円の減額で、率にいたしますと1.1%の減となっております。減少の主な理由は、保険給付費が335万円の減、地域支援事業費が314万円の減によるものであります。

歳出の主なものは、保険給付費が5億円で、その内訳は、要介護認定を受けられた方々の居宅サービス・施設サービスなどに係る介護サービス等諸費が4億3,680万円、要支援認定を受けられた方々の介護予防サービスなどに係る介護予防サービス等諸費が4,105万円、特定入所者介護サービス等費が1,865万円であります。また、要介護状態等となることを予防し、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、昨年度より新たに創設された地域支援事業費が1,543万6,000円であります。

本町における要介護・要支援認定者数は、平成18年12月末現在355人、そのうち、サービス受給者は287人となっております。昨年と同時期と比較しますと、認定者数では21人、6.3%の伸び、サービス受給者は27人、10.4%の伸びとなり、認定申請者やサービス受給者は増加しているものの、平成17年10月の介護保険制度改正により施設サービス利用者の利用者負担について見直しがされ、居住費・食費が保険給付の対象外となったことから、施設介護サービス費の伸びが鈍化し、新しく開所された施設や開所予定の施設の利用者が未知数であることから、平成18年度とほぼ同規模の予算編成をいたしております。

歳入につきましては、三位一体改革の国から地方への税源移譲により、施設給付にかかる給付費の5%分が移譲され、国庫支出金が減額となり、県支出金が増額となっております。保険給付費や地域支援事業の費用負担のルールに伴い、支払基金交付金・一般会計からの繰入金が減額となっております。

介護保険は、介護保険事業計画が制度運営の基本となるものでございまして、3年間で1期とした財政運営期間として、平成18年度から第3期計画として介護保険料の改定を行ってまいりました。今後とも、今日までの制度の利用状況、町民のニーズの動向等を勘案する中で、介護保険制度を持続可能なものとするため、健全な財政運営を行い、適正な介護サービスが受けられるよう、また、本人の残存能力を生かしながら、地域で安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、保健・福祉・介護予防事業に取り組んで参りたいと考えております。

次に、議第23号、平成19年度竜王町水道事業会計予算につきましては、収益的収入および支出の予定額を3億600万円、資本的収入の予定額を1億5,500万円、資本的支出の予定額を2億1,950万2,000円と定めたいものであります。

水道事業につきましては、経営の健全化と、施設の効率的な維持管理に努め、さらに、公営企業としての経済性を発揮するとともに、施設の改良を進め安全で安心な水道水の供給ができるよう、一層の努力をいたすものであります。

以上、議第16号から議第23号までの平成19年度予算、8議案につきましてご説明を申し上げたところでございますが、学校給食事業特別会計以外の各会計の詳細につきまして、順次、各担当課長より説明させますので、よろしくご審議賜りご承認をいただきますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

**○議長（中島正己）** 青木総務課長。

**○総務課長（青木 進）** ただいま町長から、議第16号、平成19年度竜王町一般会計予算について提案理由の説明があったわけでございますが、さらにその内容について、お手元に配付いたしております提出議案説明資料19ページから35ページの平成19年度予算の特色、平成19年度主要事業の概要等の資料に基づきご説明申し上げます。

平成19年度の予算につきましては、国の三位一体改革により、所得税から住民税への税源移譲や定率減税の廃止による税収の増と、併せて償却資産にかかる固定資産税の増が見込まれ、昨年引き続き普通交付税不交付団体となることが予想されます。

反面、今日までの町債の発行に伴う公債費の増嵩、少子高齢化による福祉関係経費の増嵩、公共施設の経年による管理運営経費の増嵩等、義務的・経常的な経費の増加傾向により財政構造の硬直化が一段と進みつつある中、少子化対策・高齢化対策については、一部事業の内容の見直しを行いながらも引き続き充実を図るとともに、町の中心核づくり、若者定住を促す住宅施策、産業立地の各施策について、町の地域活力を生み出すための最重要課題として必要経費を予算計上いたしました。

結果的には、児童手当の拡大および前年度より引き続き実施する中学校大規模改造事業をはじめとする幼・小・中学校の教育環境の整備等により、前

年度とほぼ同額の予算となりました。

一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ47億6,200万円と定めたもので、前年度当初予算額47億7,800万円と比較いたしますと、額にして1,600万円の減額、率にして0.3%の減となったものでございます。

まず、歳入予算の状況でございますが、町税が32億2,786万円で、前年度に比べ額にして2億3,285万5,000円の増、率にして7.8%の増となっております。これは、先に申し上げましたとおり「国の三位一体改革」により税源が移譲され、国および地方税の税率を変更することにより、住民税の徴収額が増加するものであります。また、大手企業の償却資産について、県税となる大規模償却資産に該当しないことにより、町課税分として算定され、増加の要因となっております。

一方、地方譲与税につきましては、税源移譲分について、前年度まで所得譲与税として交付されていたものが、個人町民税として移譲されたことから、5,500万円と、前年度比1億300万円の減、率にして65.2%の減となっております。利子割交付金等の県税交付金については1億8,800万円で、若干の増加となっております。

地方特例交付金につきましては、児童手当の拡充と特別交付金の創設により1,100万円を計上しております。

地方交付税につきましては、法人町民税等の増収見込み、および三位一体の改革による基準財政需要額の抑制により、新型交付税が導入されるものの大きな変化は見込めず、昨年引き続き普通交付税は不交付と見込まれ、特別交付税3,000万円のみ計上いたしました。

分担金及び負担金につきましては、主に農村総合整備事業、基幹水利施設管理事業にかかる地元分担金、保育所運営費負担金のほかに、新たに障害者自立支援にかかる東近江圏域での共同事業実施に伴います東近江圏域共同事業市町負担金を668万9,000円計上し、前年度と比較いたしまして824万4,000円の増額の6,557万2,000円となっております。

使用料及び手数料につきましては、妹背の里や総合運動公園等について指定管理者制度を導入いたしましたことにより、利用者がそれぞれ利用料を各指定管理者に直接納付されるため、3,714万1,000円の減額となりました。

国庫支出金につきましては、1億7,193万9,000円と、前年度に比

して、1.1%と微増となっておりますが、その主な要因といたしましては、児童手当の制度改正に伴う拡充により被用者児童手当負担金の増額、と老人医療費適正化対策事業補助金の増額によるものであります。

県支出金につきましては、障害者自立支援給付費負担金の増や同じく障害者自立支援事業にかかる東近江圏域共同での相談支援事業の実施に伴う補助金の増、地域子育て支援事業補助金による増、充て主事配置にかかる地域教育支援補助金による増、県民税徴収事務取扱交付金の増、県議会議員選挙費ならびに参議院議員選挙費委託金の増より、前年度比1,959万6,000円の増、率にして7.0%の増となりました。

繰入金につきましては、歳入不足を補てんするため、前年度と比較して、9,800万円増の2億7,300万円を財政調整基金から繰り入れることとしておりますが、平成18年度に実施いたしました地域福祉基金および土地開発基金からの繰替運用については行わないことにより、2億500万円の減額、結果といたしまして前年度と比して1億700万円の減、率にして28.2%の減となるものであります。

諸収入につきましては、主に国営日野川土地改良事業助成金、福祉医療高額療養費戻入、高速自動車国道救急業務支弁金などで1.8%の減となっておりますが、主には保育所の広域入所受託運営費負担金の減によるものであります。

地方債につきましては、15.6%の減となっておりますが、これは2年目となります中学校大規模改造事業債の縮小による減額、町民税等減税補てん債の廃止等によるものであります。

次に、歳出予算の状況でございますが、厳しい財源不足の中から見出される貴重かつ限られた財源の配分を、直接住民にかかわるサービスについてはサービス低下を招くことのないよう留意し、予算の編成に努めたものであります。

主な事業等を各施策ごとに申し上げます。なお、主な事業の施策の内容の詳細は、説明資料25ページから27ページにございます。

まず、「安心して暮らせる町土、即ち安全のまちづくり」であります。川守地先の防火水槽設置にかかる防災まちづくり事業で950万円、小口地区における配水管の新設に伴います消火栓の設置に80万円、第3防災区で実施予定の町防災訓練事業に75万2,000円、防災資機材整備事業で50万

円、道路照明灯・路面表示・交通安全施設設置工事にかかる交通安全施設整備事業に202万2,000円、竜王小学校低学年棟耐震診断に288万7,000円、竜王西小学校防犯カメラ増設に99万8,000円、竜王幼稚園園舎耐震診断に434万1,000円などであります。

次に、「快適でうるおいのある生活環境づくり」であります。自ら考え自ら行うまちづくり事業に900万円、生活交通路線維持費補助金やコミュニティバス運営委託補助金などの公共交通対策費として861万3,000円、合併処理浄化槽設置事業として補助金258万9,000円、農地・水・環境保全向上対策事業に取り組んでいただきます地区への支援金として1,413万2,000円、住民要望の強い町の中心核づくりに向けた基本計画策定業務委託料に207万円、町道の舗装改良工事に1,609万2,000円などあります。

次に、「地域再生と活力を与えるたくましい産業づくり」であります。竜王町は産業立地にとって有利な条件としてインターチェンジを有しておりますが、これを活用した地域資源活用経済振興推進事業として計画策定業務等に350万円、工業用地整備計画策定調査費に1,375万2,000円それぞれ山中地区・東出地区で取り組みをいただきます。農業生産総合対策事業に720万8,000円、集落営農ステップアップ支援活動事業に322万5,000円、21世紀型農ビジネス推進事業に300万円、農道整備、集落排水路整備、防火水槽整備などの農村総合整備事業に6,305万9,000円、小口簡易資金融資事業に1,534万1,000円、竜王町の地域特性を活かした観光産業の推進として着地型旅行観光活性化プロジェクト事業に319万5,000円などあります。

次に、「健やかに暮らせる健康福祉と子育て支援づくり」であります。障害者の夏と春の休暇期間の有効な活用を図る障害児ホリデーサービス事業に202万8,000円、障害者等の社会参加促進助成事業に454万円、障害者に対する相談支援体制の整備等にかかる相談支援事業に461万6,000円、障害者自立支援法の円滑な施行に向けた利用者や事業者の支援を目的とした障害者自立支援緊急特別対策事業に119万8,000円、障害者自立支援法の施行に伴い、専門的な相談業務を圏域の市町が共同で実施する東近江圏域共同事業に2,029万9,000円、成年後見制度利用支援事業に15万円、聴覚障害者への情報の提供や社会参加の促進を図るための手話通訳

者派遣事業に130万8,000円、障害児学童クラブとして設置されているどんぐりクラブに対する運営補助いたします障害児地域活動支援事業に94万円、自立支援給付費支給事業に9,290万4,000円、介護予防に地域で取り組んでいただくためおたっしや教室や高齢者サロン支援事業の実施をはじめとする介護予防事業に281万9,000円、平成20年度に制度化されます後期高齢者医療の体制整備をいたします後期高齢者医療事業に3,267万5,000円、介護保険事業計画見直しに向けた調査事業として、255万9,000円、心身障害児通園事業に354万5,000円などの障害者施策、ならびに放課後児童健全育成事業に776万3,000円、母子、父子、心身障害児の各福祉年金支給事業に416万9,000円、障害児保育、低年齢児保育保育士特別加配事業にあわせて599万9,000円、育児相談などの地域子育て支援センター事業に773万円、延長保育、一時保育促進事業に600万円、少子化対策子育て支援事業として、地域子育てサロンや親子ふれあい事業および出産祝金の支給を今日まで実施しておりましたが、先ほど町長から説明されましたように、親子ふれあい事業を拡充して実施いたします（仮称）こどもひろば事業を含めまして805万1,000円、制度改正により3歳未満の第1子、第2子の支給額が改定されます児童手当について1億1,088万円、難病患者等の日常生活支援のためのホームヘルプサービス等を実施する難病患者等居宅生活支援事業に51万2,000円、妊婦健診の費用負担を軽減し、気軽に受診していただくために、公費負担回数を拡大いたします妊婦健康診査業務委託料含めます母子保健事業が572万円、健康づくりとして、健康いきいきプラン策定業務等を含めます健康づくり推進事業に214万1,000円など健康づくり・予防事業などに取り組みをいたします。

次に、「新しい時代を拓く魅力ある場づくり人づくり」であります。ふるさと竜王夏まつりに実行委員会補助として250万円、児童・生徒教育相談カウンセラー設置事業に66万3,000円、スーセーマリー市への中学生派遣事業に226万円、ドラゴンサミットの精神を引継ぎ小学生国内地域間交流事業として北海道雨竜町の小学5・6年生の受入事業に、19万7,000円、心のオアシス相談員派遣事業に70万円、ケア・サポーター派遣事業に35万6,000円など増加傾向にある子どもたちの集団不適応や発達問題、心の悩みなどに対するカウンセリング、サポート事業に努め、健やかに成長

されるよう育んでまいりたいと考えています。

また、小学校教育用コンピュータ整備事業に1,022万1,000円、中学校大規模改造事業に9,000万円、中学校校内LAN配線工事や第2体育館解体工事設計の中学校施設整備事業に310万5,000円、中学校教育用コンピュータ整備事業に651万3,000円、文化協会30周年事業や日本PTA全国研究大会、県青年大会開催にかかる新規事業を含めます社会教育関係団体補助事業に542万3,000円、アドベンチャー事業や通学合宿など学校5日制に向けた様々な体験活動促進事業に197万2,000円、人権啓発基本方針検討事業に347万6,000円、図書館図書購入費に500万円など町の教育振興と人材育成にも努めてまいります。

次に、「生活を高める個性豊かな薫り高い文化づくり」であります。スーセーマリー市友好親善使節団受入事業に100万円、文化祭などふるさと文化振興事業に123万4,000円、公民館教室・講座開設事業に272万円、国の重要文化財であります勝手神社本殿の屋根葺替、苗村神社不動明王立像の収蔵庫設置、浄満寺薬師如来坐像の修理にかかる事業補助を含めます文化財保存活動事業に606万2,000円、大規模開発に伴う埋蔵文化財発掘調査受託事業に1,172万9,000円、豊富な文化遺産の啓発として遺跡マップの作成や公開講座の開催など文化財啓発事業に222万5,000円などであります。

次に、「第4次竜王町総合計画の推進と効率的な行財政改革の執行」であります。人事評価制度の導入に向けての研修等に37万円、職員一般研修事業に179万2,000円、地域再生を考えるまちづくり事業に178万8,000円、行政経営改革推進事業に68万8,000円など行財政改革に積極的に取り組み住民皆さんに信頼を得られる行政経営に取り組んでまいります。

最後に、「その他」といたしまして、総合庁舎維持修繕事業に235万円、住基ネットワークシステム整備事業に183万5,000円、9月執行予定の町議会議員選挙費に875万1,000円、4月執行予定の県議会議員選挙費に529万3,000円、7月執行予定の参議院議員選挙費に847万5,000円をそれぞれ予算計上したものであります。

続いて、議案書54ページの第2表債務負担行為につきましては、固定資産評価替調査業務に平成20年度から23年度までにおいて932万4,000円、住基ネットワーク機器リプレースに平成20年度から24年度まで

において1,293万8,000円、小学校教育用コンピュータ整備事業に平成20年度から24年度までにおいて4,212万8,000円、中学校教育用コンピュータ整備事業に平成20年度から24年度までにおいて2,342万8,000円、公民館教室用コンピュータ整備事業に平成20年度から24年度までにおいて183万5,000円、図書館システム整備事業に平成20年度から24年度までにおいて1,438万3,000円、総合庁舎電気料金抑制装置設置事業に平成20年度から26年度までにおいて317万5,000円のそれぞれ限度額をお願いするものです。さらに、小規模企業者小口簡易資金にかかる保証債務について平成19年度から平成26年度までにおいて960万円の範囲内での損失補償をお願いするものです。

次に、議案書55ページの第3表地方債につきましては、町単独道路橋梁改良事業に伴う臨時地方道整備事業について1,040万円、中学校大規模改造事業について4,070万円、防災まちづくり事業に710万円、臨時財政対策債について1億7,000万円の、それぞれ地方債の限度額をお願いするものでございます。

以上、議第16号、平成19年度竜王町一般会計予算の概要を申し上げます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中島正己） 山添住民税務課長。

○住民税務課長（山添登代一） 続きまして、議第17号、平成19年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算につきましては、その内容をご説明申し上げます。お手元の特別会計予算の説明書、1ページ事項別明細書からご覧いただきたいと思っております。

予算の総額を8億1,200万円と定めたいもので、前年度と比較いたしますと7,900万円の増額予算となっております。

3ページですが、国民健康保険税につきましては税率を据え置きまして、2億8,881万円としたいものであります。

4ページの国庫支出金につきましては、療養給付費負担金として歳出の保険給付費等の100分の34を見込んでおります。

次の財政調整交付金は、市町村間の不均衡を是正するものですが、5,031万8,000円で、472万8,000円の増額となっております。

5ページの療養給付費等交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの退職者医療費用として支払われるもので1億3,187万1,000円、前年度よ

り1,235万円の減となります。

県支出金は、財政調整交付金が2,937万3,000円で、856万4,000円の増額となります。これにつきましては、歳出の保健事業、国保ヘルスアップ事業の特別調整交付金といたしまして、800万円の増によるものでございます。

次に、高額医療費共同事業負担金、共同事業交付金および保険財政共同安定化事業交付金は、18年度の実績に合わせた額でございます。なお、保険財政共同安定化事業交付金については、平成18年10月からできた制度でございます。医療費の30万円以上80万円未満を対象として交付される交付金でございます。新たな制度で、7,396万7,000円の増額となります。

6ページの繰入金につきましては、5,797万4000円で1,331万4000円の増となっております。一般会計からのルール分の繰り入れであります。保険税の軽減対策としての保険基盤安定繰入金がございますが、後期高齢者医療制度が平成20年度から実施に伴います国保の電算関係のシステムの変更が必要となりますことから、この分の繰入金が増加いたしております。

繰越金につきましては、昨年より208万4,000円の減額を見込んでおります。

次に歳出でございますが、9ページからご覧いただきたいと思っております。

総務管理費2,312万7,000円でございます。前年度と比較いたしますと、1,759万7000円の増額となっております。これにつきましては、後期高齢者医療制度施行に伴います国保の電算プログラムを変更する必要がありますことから、この費用の増額でございます。

次に賦課徴収費ですが、114万円、運営協議会費が25万2,000円、趣旨普及費が9万5,000円、それぞれ計上いたしております。

11ページからは、国保の本体部分でございます。保険給付費でございます。一般被保険者の療養給付費、7割の現物給付であります。3億1,000万円、前年度当初より2,000万円増を見込んでおるところでございます。退職被保険者療養給付費、これも7割給付の分でございます。1億6,000万円、療養費・審査支払手数料および高額療養費につきましては、前年度と同額の予算計上をいたしております。

葬祭諸費につきましては171万円、12ページの出産育児一時金につきましては420万円を計上いたしております。

次に、老人保健拠出金ですが、老人保健医療費拠出金は9,000万円と、前年度と比して3,500万円の減額となっております。これは年齢が70歳から75歳に段階的に引き上げられて、被保険者の減少による影響でございます。

13ページでございますが、介護納付金でございます。5,387万4,000円を計上いたしておりますが、これは、国民健康保険税の介護納付金現年分と国・県支出金などを合わせまして、支払基金へ納付するものでございます。

次に、高額医療費の共同事業拠出金は、80万円を超える医療給付があった場合に、市町の拠出金から一定額が支給される再保険でございます。その財源は国・県が4分の1ずつ、町が2分の1を持っているものです。また、保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、30万円を超え80万円未満の医療給付が対象となります。これにつきましても、市町の拠出金から一定額を支給される制度が新しくできましたため、これの拠出金が7,779万1,000円の増額となっているものでございます。

次に、保健事業費につきましては、医療制度改革で平成20年度より国保の保険者として、40歳以上の被保険者について健康診断と特定疾患への指導が義務づけられました。また、保健事業の目標数値の設定を含めた特定健診等実施計画を作成する必要性が生じてまいります。今以上に保健事業を充実しなければなりません。今年度は従来 of 事業に加えまして、健康推進課と連携しながら、国保ヘルスアップ事業として検診未受診者の把握や特定健診等実施計画の策定に取り組むものがございます。

次に15ページの施設勘定繰出金ですが、歳入で国から収入しました特別調整交付金を施設勘定予算へ、医科医療用機材購入補助金105万円、歯科保健センター事業100万円をそれぞれ繰り出すものとなっております。

今後とも、住民皆様の健康づくりや保健事業の推進と、広報を通じまして情報提供など健康づくりの支援をさせていただき、もって、健康寿命の進展と医療費の適正化に努めるとともに、国保財政健全運営にさらに努めたいと考えております。

続きまして、議第18号、平成19年度竜王町国民健康保険事業特別会計

(施設勘定) 予算につきまして、その内容をご説明申し上げます。事項別明細書の19ページをご覧くださいと思います。

医科におきましては、予算の総額を8,800万円と定めたいものでございます。20ページの診療収入、外来収入は診療所の運営の根幹をなす診療報酬収入ですが、7,630万4,000円とするもので、介護サービス収入は、介護保険サービスを提供したことによる報酬収入で、77万2,000円を計上しております。

21ページでございますが、使用料及び手数料は診断書の証明手数料と、次の財産収入は医科の財政調整基金の利子収入でございます。

事業勘定繰入金につきましては、医療機材内視鏡更新に伴う国庫補助金の分の繰入金でございます。

また、財政調整基金繰入金につきましては、医療器材内視鏡の更新とレセプトコンピュータの更新に伴う一般財源としての繰入金でございます。

歳出でございますが、23ページから25ページにかけまして、診療施設の運営維持管理として、総務費が4,299万1,000円を計上いたしております。医業費につきましては、特に後発医薬品の導入により経費削減を図ってまいりたいと思います。後発医薬品等の使用により患者さんの窓口負担をできるだけ軽減し、サービス向上に向けて、第1次診療としての役割を發揮してまいりたく、患者さんと医師とのインフォームド・コンセントが適切に行われ、ともに疾病の克服ができるようお互いの信頼関係を築いてまいりたいと思っております。

次に35ページの歯科でございますが、歳入歳出予算総額は5,100万円と定めたいものでございます。

36ページですが、診療収入は診療所運営の根幹をなし、4,049万5,000円を計上し、介護サービス収入については38万7,000円を計上いたしております。

37ページの事業勘定繰入金の100万円は、歯科保健センター運営に対する国庫補助で、国保の事業勘定からトンネルで繰入金として収入しております。国庫金が国保の事業勘定を經由し歯科会計へ繰り出されますのも、国保の被保険者に対する歯科保健事業の推進であり、医療費の適正使用を啓発するものであります。

次の一般会計繰入金につきましては、800万円であります。

39ページから41ページの歳出でございますが、歯科診療所の運営維持管理費用として、また、町民皆様の歯科保健を担っております歯科保健センターの管理費として、4,111万6,000円を計上いたしております。

次に、医業費では955万5,000円と、対前年で99万2,000円の増額であります。

42ページ、基金積立金1万9,000円は、基金の利子でございます。公債費につきましては、診療棟整備の借入償還金は平成18年度で終了いたしましたことから、171万3,000円の減額でございます。

今年度も的確な診療業務に努め、むし歯予防に効果が見られるフッ素塗布・フッ素洗口を継続し、「8020・80歳にして20本の健康な自分の歯を」を目標に、歯科保健センターと保健センター、町内の歯科医院、医科診療所、医療機関との連携を図りながら、健康づくりは「健康な歯から」「治療より予防」を合言葉に、乳幼児から高齢者まで醸成づくりが大切であり、強いては、医療費の適正な使用につながるものと考えております。

また、受診の困難な高齢者への訪問診療についても、関係機関と連携を図りながら、介護予防事業の取り組み等、生活の質を向上すべく努力してまいりたいと思っております。

続きまして、議第19号、平成19年度竜王町老人保健医療事業特別会計予算につきまして、その内容をご説明申し上げます。事項別明細書の51ページをご覧くださいと思います。

平成19年度の竜王町老人保健医療事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億3,000万円と定めたいものでございます。前年度と比較致しますと6,800万円の増額予算であります。入院の医療給付費が増加していることが主な要因であると思われま。

52ページ、歳入からですが、社会保険診療報酬支払基金交付金として4億8,034万円で、対前年1,405万7,000円の増でございます。国庫支出金・県支出金・繰入金とも、それぞれルール分の収入を計上いたしております。

次に54ページでございますが、歳出でございますが、総務費が46万1,000円、医療諸費が全体で9億2,953万8,000円で、対前年6,802万5,000円の増でございます。

今後も引き続き各保健事業等と連携を図りながら、医療費節減につながる

事業などにより健全運営に努めてまいりたいと思っております。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** この際申し上げます。ここで、午後4時25分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後4時09分

再開 午後4時25分

**○議長（中島正己）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

田中建設水道課長。

**○建設水道課長（田中秀樹）** 続きまして、議第21号、平成19年度竜王町下水道事業特別会計予算につきまして、その内容をご説明申し上げます。議案書につきましては72ページと、『特別会計の歳入歳出予算に関する説明書』の61ページからでございますが、別に配布させていただいております『「予算の概要」の42ページ、『平成19年度竜王町下水道事業特別会計予算書の概要』に基づきまして、ご説明申し上げます。

歳入歳出の予算の総額を、歳入歳出それぞれ8億700万円と定めるものでございます。前年度と比較しますと、8,000万の減額となるものであります。

歳入の関係であります。その主な収入といたしましては、分担金および負担金として825万8,000円、これは、平成19年度で新たに供用開始を行う地区の受益者分担金等であります。

次に、農業集落排水および公共下水道の使用料といたしまして、1億3,323万1,000円を計上いたしております。その内容といたしましては、農業集落排水が929万5,000円と公共下水道が1億2,393万6,000円であります。

次に、国庫補助金として8,600万円を計上いたしております。前年度比較からは、3,700万円の減額であります。

次に繰入金であります。一般会計からの繰入金2億6,526万9,000円を計上いたしております。その内容としまして、農業集落排水事業分として276万5,000円、同起債償還分1,075万7,000円、公共下水道事業分2,519万5,000円、同起債償還分に2億2,655万2,000円として繰入をいたすもので、前年度比較では2,506万6,000円の減額であります。これは、事業に対しての補助対象額の関係からなる減額

であります。

次に、繰越金が100万円であります。これは、平成18年度事業分の繰越額を計上しています。

次に雑入では、消費税還付金といたしまして70万円を計上しております。前年度と比較しますと、170万円の減額であります。

次に、町債であります。3億1,240万円を計上しております。その内容といたしましては、公共下水道事業債2億60万円と流域下水道事業債8,060万円、農業集落排水事業債3,120万円であります。前年度比較では370万円の減額となるもので、これは、起債の限度額からくる減額であります。

次に、歳出の関係であります。その主な支出といたしましては、農業集落排水事業の一般管理費および施設管理費といたしまして、4,327万3,000円を計上しております。前年度比較では、3,353万9,000円の増額となるものです。これは、農業集落排水地区に設置しておりますマンホールポンプの機能強化として設計業務委託料や機能強化対策工事を実施するためであります。農業集落排水事業の内容といたしましては、電気代等に346万5,000円、処理場の管理委託料に690万8,000円、農業集落排水機能強化対策工事設計業務委託料340万円、同じく農業集落排水機能強化対策工事2,950万円であります。

次に、公共下水道事業費の一般管理費および施設管理費といたしましては、8,575万4,000円を計上しております。前年度比較では、860万9,000円の減額となるものです。その内容といたしましては、人件費に916万6,000円、報償費に260万4,000円、電気代等577万円、委託料903万円、また、県に支払います流域下水道管理負担金5,918万4,000円等であります。

次に、公共下水道管渠築造費といたしまして2億3,395万4,000円を計上しております。前年度比較としましては、1億2,811万2,000円の減額となるものです。これは、事業費の減額によるものでございます。その内容としましては、人件費が1,384万9,000円、庁費事務費に251万7,000円、委託料に980万4,000円で、これは、次年度以降の施工予定地の測量設計委託料であります。

工事請負費といたしましては1億5,390万6,000円で、その工事場

所といたしましては、薬師及び岡屋を予定しております。

補償費は、2,150万7,000円ありますが、これは水道管等の移転補償費であります。また、流域下水道事業建設負担金といたしまして、3,237万1,000円あります。

次に、公債費ですが、4億4,351万9,000円を計上しております。農業集落排水事業債・公共下水道事業債・流域下水道事業債の元金償還金が2億6,341万7,000円と、同利子償還金が1億8,010万2,000円あります。前年度と比較いたしますと、2,318万2,000円の増額となります。

次に、議案書の72ページ、第2条の地方債の関係ですが、76ページの第2表に地方債の限度額といたしまして、3億1,240万円の予定をいたしております。

次に、第3条の一時借入金の最高額を5億円と定めたいものであります。

以上、平成19年度下水道事業特別会計予算の内容説明とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 北川福祉課長。

**○福祉課長（北川治郎）** 続きまして、議第22号、平成19年度竜王町介護保険特別会計予算につきまして、その内容をご説明申し上げます。事項別明細書79ページからをご覧くださいと思います。

平成19年度介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,900万円と定めたいものであります。前年度と比較しますと、600万円の減額でございます。減少の主な理由は、保険給付費が335万円の減、地域支援事業費が314万円の減によるものでございます。

80ページの保険料でございますが、65歳以上の第1号被保険者で、社会保険庁などで年金から徴収されます特別徴収保険料などで、9,249万8000円を見込んでおります。

81ページの国庫支出金につきましては、介護給付費負担金が9,098万5,000円、調整交付金が2,960万円、地域支援事業交付金が379万1,000円と、それぞれルール負担分を計上しております。

三位一体改革の国から地方への税源移譲により、施設給付費にかかる給付費の5%分が移譲され、介護給付費負担金が大幅な減額となりました。

82ページの支払基金交付金は、第2号被保険者の保険料を原資に、介護給付費交付金1億5,500万円、地域支援事業支援交付金93万5,000円を社会保険診療報酬支払基金からの交付金として計上しております。

県支出金は、介護給付費負担金7,151万5,000円、地域支援事業交付金189万6,000円で、ルール分を計上しております。

三位一体改革の国から地方への税源移譲により、施設給付費にかかる給付費の5%分が移譲され、介護給付費負担金が大幅な増額となりました。

83ページの繰入金でございますが、一般会計からの繰り入れとして、介護給付費繰入金が6,250万円、その他繰入金が1,725万2,000円、地域支援事業繰入金が189万6,000円を計上しております。

86ページの歳出でございますが、総務費では、一般的な被保険者等の管理費用として120万8,000円を、介護保険料の賦課徴収費として83万6,000円を、介護認定審査会費として996万2,000円を計上しております。

介護認定審査会費は、介護認定に要する主治医意見書や認定調査委託費用、要介護認定申請に基づく認定調査や主治医意見書により要介護度を審査する審査会として、近江八幡市・安土町・日野町および竜王町で共同設置しております介護認定審査会への負担金であります。

88ページの保険給付費でございますが、居宅介護サービス・施設介護サービス・地域密着型介護サービスなどの介護サービス等諸費が4億3,680万円、介護予防サービス・介護予防サービス計画などの介護予防サービス等諸費が4,105万円、特定入所者介護サービス等費が1,865万円で、その他の保険給付費を含め全体で5億円を計上しております。

認定申請者・サービス受給者数ともに増加傾向にあるものの、平成17年10月の介護保険制度改正により施設サービス利用者の利用者負担が見直しされ、居住費・食費が保険給付の対象外となったことから施設サービス費の伸びが鈍化し、新しく開所された施設や開所予定の施設の利用者が未知数であること、平成18年度とほぼ同規模の予算を計上しております。

91ページの地域支援事業費につきましては、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、平成18年度に地域支援事業が創設され、介護予防事業、包括的支援・任意

事業を合わせて1,543万6,000円を計上しております。

以上、平成19年度介護保険特別会計予算の説明とさせていただきます。

○議長（中島正己） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） 続きます。議第23号、平成19年度竜王町水道事業会計予算につきまして、その内容をご説明申し上げます。

まず予算書の1ページ、第2条、業務の予定量といたしまして、給水戸数が3,600戸、年間総配水量といたしまして167万立方メートル、1日平均給水量は4,030立方メートルを予定するものでございます。さらに主な建設改良事業といたしまして、山中配水池耐震診断、新設を予定しております小口地区加圧ポンプ場建設工事および小口西部地区配水管布設工事ならびに下水道事業に伴います配水管布設替工事等を実施する計画でございます。その事業費といたしまして、1億7,799万1,000円を予定いたしているものでございます。

次に、第3条予算および第4条予算につきましては、提出議案説明資料13ページの予算の概要によりましてご説明いたします。

第3条予算の関係であります。収益的収入および支出の予定額といたしまして、3億600万円と定めております。前年度と比較しますと1,200万円の減額で、3.8%の減となります。

収益的収入の内訳といたしまして、営業収益が2億8,437万円でございます。その主な収入といたしましては、給水収益の水道使用料が2億8,020万円で、前年度比較では1,399万円の減額であります。これは、平成18年度収益見通しからによるものです。営業外収益につきましては2,163万円で、その主な収入といたしましては、町補助金が1,880万円で、前年度比較では180万円の増額でございます。これにつきましては、平成19年度の収益見通し等から増額をお願いしたものでございます。

次に、収益的支出の内訳といたしまして、営業費用が2億9,474万7,000円あります。その主な支出といたしまして、県水受水費が1億9,762万2,000円で、前年度比較では412万2000円の増額であります。これは、受水契約量の変更からの増額であります。減価償却費が3,366万7,000円、人件費が3,337万9,000円、委託料が492万3,000円あります。その他の営業費用につきましては、ご覧いただいているとおりでございます。

次に、営業外費用といたしまして1,105万3,000円であります。その主な支出は、企業債の支払利息885万3,000円等であります。

次に、第4条予算の資本的収入および支出でございますが、資本的収入が1億5,500万円でございます。前年度と比較しますと、620万円の増額となります。

次に、資本的支出といたしましては2億1,950万2,000円あります。前年度と比較しますと、2,481万4,000円の増額となります。その主な支出といたしましては、改良事業費が1億7,799万1,000円あります。これは、山中配水池耐震診断委託料、新設を予定しています小口地区加圧ポンプ場建設工事および小口西部地区配水管布設工事ならびに下水道事業に伴います配水管布設替工事の設計委託料と工事費等であります。

次に、固定資産購入費といたしまして774万円あります。これは、先ほども申し上げました新設を予定しています小口地区加圧ポンプ場施設用地購入費等であります。

次に、企業債償還金といたしまして3,377万1,000円あります。これは、企業債の元金償還金であります。

なお、資本的収入が資本的支出に対しまして6,450万2,000円の不足となりますが、これにつきましては、減債積立金・建設改良積立金・当年度分損益勘定留保資金と当年度分消費税資本的収支調整額で補てんさせていただきます。

次に予算書の2ページをご覧ください。第5条で企業債の限度額を1億3,270万円に、第6条で一時借入金の限度額を1,000万円に、第7条で議会の議決を経なければ流用できない経費といたしまして、職員給与費3,337万9,000円、交際費2万円に、第8条で一般会計から受ける補助金といたしまして1,880万円、第9条でたな卸資産の限度額を500万円に定めたいものでございます。

以上、平成19年度の水道事業会計予算の内容説明とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 続きまして、議第24号から議第29号までの6議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議第24号、地方自治法改正に伴う滋賀県自治会館管理組合規約の変更につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、「収入

役」を「会計管理者」に、「吏員その他の職員」を「職員」に改めるなど、執行機関の組織、執行機関の選任等について、所要の改正をするものでございます。また、この規約は平成19年4月1日から施行するものであります。

このことから、滋賀県自治会館管理組合の規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により本案を提出するものでございます。

次に、議第25号、地方自治法の改正に伴う滋賀県市町村職員研修センター規約の変更につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、「収入役」を「会計管理者」に、「吏員その他の職員」を「職員」に改めるなど、執行機関の組織、執行機関の選任等について、所要の改正をするものでございます。また、この規約は平成19年4月1日から施行し、施行の際、収入役が在職している場合における収入役に関する経過措置を規定するものであります。

このことから、滋賀県市町村職員研修センターの規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により本案を提出するものでございます。

議第26号、地方自治法改正に伴う滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、執行機関より収入役の役職を廃し、補助機関たる職員のうちから長が任ずる会計管理者を1人置くことの所要の改正をするものでございます。また、この規約は平成19年4月1日から施行するものでございます。

このことから、滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合の規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により本案を提出するものでございます。

次に、議第27号、地方自治法改正に伴う滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、執行機関より収入役の役職を廃止し、会計管理者を置き、また、吏員とその他の職員の区分を廃止し、職員とすることの所要の改正をするものでございます。また、この規約は平成19年4月1日から施行するものでございます。

このことから、滋賀県市町村交通災害共済組合の規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により本案を提出するも

のでございます。

次に、議第28号、地方自治法改正等に伴う滋賀県市町村職員退職手当組  
合規約の変更については、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いま  
して、「収入役」を「会計管理者」に、「吏員その他の職員」を「職員」に改  
めるなど、執行機関の組織、執行機関の選任等について所要の改正をするも  
のです。

また、滋賀県後期高齢者医療広域連合が平成19年2月1日に設立され、  
新たに組合に加入されるにあたり、構成団体を追加するため改正をするもの  
です。

この規約は県の許可の日から施行するものでございまして、改正後の規定  
は平成19年4月1日から適用いたしますが、滋賀県後期高齢者医療広域連  
合の加入に伴う部分は、平成19年2月1日から適用するものです。

このことから、滋賀県市町村退職手当組合の規約を変更することについて  
協議したいので、地方自治法第290条の規定により本案を提出するもので  
ございます。

議第29号、日野町、竜王町および安土町教育委員会社会教育主事の共同  
設置の廃止につきまして、提案理由を申し上げます。

社会教育主事の共同設置を廃止することにつきましては、先に申し上げま  
したとおり、県の制度が平成18年度末をもって廃止されることに伴い、平  
成19年3月31日をもって廃止するもので、地方自治法第252条の7第  
2項の規定により、関係2町と協議することについて、同条第3項において  
準用する第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでご  
ざいます。

以上、議第1号から議第29号までの29議案につきまして提案理由を申  
し上げましたので、よろしくご審議賜りまして、ご承認いただきますようお  
願い申し上げ、提案理由といたします。

○議長（中島正己） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

~~~~~○~~~~~

日程第32 議員派遣について

○議長（中島正己） 日程第32 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第119条の規定により、お手元に配付のと
おり議員を派遣することにいたしたいと思っております。なお、緊急を要する場合

は議長においてこれを決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。よって、本件はそのように決定いたしました。なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長に報告していただくようお願いいたします。

本日の議事日程は、これで全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。大変ご苦労さまでございました。

散会 午後4時57分